

熊本県石油コンビナート等防災計画



令和 8 年 度

熊本県石油コンビナート等防災本部

目 次

沿革

昭和 52 年 5 月 20 日作成	平成 6 年 4 月 22 日修正	平成 23 年 5 月 19 日修正
昭和 53 年 5 月 15 日修正	平成 7 年 6 月 5 日修正	平成 24 年 5 月 23 日修正
昭和 54 年 5 月 16 日修正	平成 8 年 4 月 5 日修正	平成 25 年 5 月 23 日修正
昭和 55 年 4 月 30 日修正	平成 9 年 6 月 3 日修正	平成 26 年 5 月 19 日修正
昭和 56 年 4 月 30 日修正	平成 10 年 5 月 19 日修正	平成 27 年 5 月 20 日修正
昭和 57 年 4 月 28 日修正	平成 11 年 5 月 17 日修正	平成 29 年 4 月 19 日改正
昭和 58 年 5 月 18 日修正	平成 12 年 5 月 17 日修正	平成 30 年 5 月 16 日修正
昭和 59 年 4 月 24 日修正	平成 13 年 5 月 16 日修正	令和元年 5 月 15 日修正
昭和 60 年 4 月 24 日修正	平成 14 年 5 月 16 日修正	令和 2 年 5 月 21 日修正
昭和 61 年 4 月 24 日修正	平成 15 年 5 月 19 日修正	令和 3 年 5 月 31 日修正
昭和 62 年 5 月 18 日修正	平成 16 年 5 月 17 日修正	令和 4 年 5 月 17 日修正
昭和 63 年 4 月 26 日修正	平成 17 年 5 月 19 日修正	令和 5 年 5 月 23 日修正
平成元年 4 月 27 日修正	平成 18 年 5 月 18 日修正	令和 6 年 5 月 16 日修正
平成 2 年 4 月 26 日修正	平成 19 年 5 月 23 日修正	令和 7 年 5 月 16 日修正
平成 3 年 5 月 15 日修正	平成 20 年 5 月 27 日修正	令和 8 年 5 月 14 日修正
平成 4 年 4 月 27 日修正	平成 21 年 5 月 20 日修正	
平成 5 年 4 月 22 日修正	平成 22 年 5 月 18 日修正	

● 計画編 ●

第 1 章	総則	
第 1 節	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2 節	計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 3 節	八代地区特別防災区域の現況・・・・・・・・	1
第 4 節	災害の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第 2 章	防災体制の確立	
第 1 節	組織の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
第 2 節	特定事業者の責務及び防災関係機関の防災業務の大綱・・・・・・・・	2 9
第 3 章	災害予防計画	
第 1 節	危険物の災害予防対策・・・・・・・・・・	3 2
第 2 節	高圧ガスの災害予防対策・・・・・・・・・・	3 3
第 3 節	防災施設、防災資機材の整備・・・・・・・・	3 4
第 4 節	防災教育及び防災訓練の実施・・・・・・・・	3 5
第 5 節	防災に関する調査研究・・・・・・・・・・	3 5
第 6 節	関係行政機関の指導・助言・・・・・・・・	3 5
第 4 章	災害応急対策計画	
第 1 節	災害時の防災体制・・・・・・・・・・	3 7
第 2 節	災害情報等収集伝達計画・・・・・・・・・・	3 7
第 3 節	陸上災害応急対策計画・・・・・・・・・・	4 3
第 4 節	海上災害応急対策計画・・・・・・・・・・	4 7
第 5 節	非常電話及び非常電力調節計画・・・・・・・・	4 9
第 6 節	応援要請計画・・・・・・・・・・	5 0
第 5 章	公共施設災害復旧計画・・・・・・・・・・	5 3

●資料編●

第 1 章	(総 則) 関 係	
1	八代地区特別防災区域図・・・・・・・・・・・・・・・・	5 4
2	八代地区特別防災区域内事業所一覧表（石油の貯蔵・取扱量等）・・	5 5
3	特定事業所における危険物施設一覧表・・・・・・・・	5 6
4	特定事業所における石油類入・出荷状況・・・・・・・・	6 1
5	八代地区特別防災区域周辺の状況・・・・・・・・	6 3
6	熊本地方気象台関係資料・・・・・・・・	6 4
7	八代海の定常流・・・・・・・・	6 6
第 2 章	(防災体制の確立) 関 係	
1	熊本県石油コンビナート等防災本部員及び幹事名簿・・・・・・・・	6 7
2	熊本県石油コンビナート等防災本部条例・・・・・・・・	6 9
3	熊本県石油コンビナート等防災本部運営要綱・・・・・・・・	7 0
第 3 章	(災害予防計画) 関 係	
1	特定事業所等の防災施設・防災資機材等の現況・・・・・・・・	7 2
2	県の防災資機材の現況・・・・・・・・	7 5
3	八代広域消防本部の防災資機材等消防力の現況・・・・・・・・	7 6
4	熊本海上保安部の防災資機材等の現況・・・・・・・・	7 9
5	日本赤十字社熊本県支部の救護班、救護資機材の現況・・・・・・・・	8 0
第 4 章	(災害応急対策計画) 関 係	
1	熊本県石油コンビナート等防災本部の組織・系統・・・・・・・・	8 1
2	熊本県石油コンビナート等防災本部事務処理要領・・・・・・・・	8 5
3	熊本県石油コンビナート等現地防災本部事務処理要領・・・・・・・・	8 7
4	熊本県の職員動員計画・・・・・・・・	8 8
5	災害情報等関係機関連絡先一覧・・・・・・・・	9 0
6	被害報告取扱要領・・・・・・・・	9 3
7	予警報等の定義・・・・・・・・	9 5
8	収容病院及び診療所一覧表、救急車現有台数・・・・・・・・	1 2 0
9	避難所、避難経路及び避難対象区域等・・・・・・・・	1 2 1
10	交通規制表・・・・・・・・	1 2 5
11	八代地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会則・・・・・・・・	1 2 7
12	自衛隊災害派遣要領・・・・・・・・	1 3 0
13	市町村及び消防機関における相互応援協定・・・・・・・・	1 3 5
14	日本赤十字社熊本県支部災害派遣要領・・・・・・・・	1 3 7
15	災害救助法に基づく業務委託契約書・・・・・・・・	1 3 9
16	事業所の応援協定・・・・・・・・	1 4 0
17	熊本県排出油等防除協議会会則・・・・・・・・	1 5 0
18	特定事業所の配置図・・・・・・・・	1 6 0

(計 画 編)

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という。）第 31 条の規定に基づき、八代地区石油コンビナート等特別防災区域（以下「八代地区特別防災区域」という。）に係る災害の発生及び拡大を防止するため、特定事業者の責務を明らかにするとともに、県・八代市を始めとする防災関係機関の業務の大綱等を定め、災害予防対策・災害応急対策及び災害復旧対策の総合的かつ計画的な実施の推進を図り、もって県民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格

1 対象とする災害

この計画の対象とする災害は、八代地区特別防災区域に係る火事・爆発・石油等の漏洩若しくは流出又は地震・津波その他の異常な自然現象により生ずる全ての災害とする。

2 他の計画との関係

（ 1 ） 防災基本計画及び防災業務計画との関係

この計画は、国が策定する防災基本計画（災害対策基本法第 2 条第 8 号）及び指定行政機関及び指定公共機関が策定する防災業務計画（災害対策基本法第 2 条第 9 号）に抵触するものではない。

（ 2 ） 熊本県地域防災計画及び八代市地域防災計画との関係

この計画の策定により、八代地区特別防災区域は県及び市の地域防災計画の対象から除外されるものとする。

第 3 節 八代地区特別防災区域の概況

八代地区特別防災区域（昭和 51 年 7 月 9 日指定）は、八代市大島町の八代外港にある石油油槽基地一帯（大島町字大島 5053 番地から 5067 番地まで及び同町 5068 番地から 5071 番地の 3 までの区域）をいう。

1 位 置

当該区域は、八代市の市街地から西へ直線で約 5 km 離れた、県が昭和 42 年造成完了した臨海埋立地にあり、周囲 3 方向を海（八代海）と潮遊池で囲まれている。

2 区域内の事業所及び規模

当該区域には、現在法第 2 条に規定する特定事業所 3 社及びその他の事業所 11 社が存在しており、石油関連事業所と高圧ガス関連事業所である。また、これらの事業所における石油類の貯蔵・取扱量は約 10 万 kl で、小規模の石油油槽基地である。詳細については資料編のとおりである。

3 区域周辺の状況

周囲 3 方向は前述のごとく海と潮遊地であるが、残り一方には小山を隔てて大島町の集落がある。また区域の周辺には民家、大島公民館、事業所が点在している。詳細については資料編のとおりで

ある。

4 区域に係る交通網

(1) 陸 上

区域への進入道路は、八代内港から通ずる臨港道路及び高速道路八代インターから一般県道八代港線と郡築方面から市道が通じている。

(2) 海 上

区域への進入航路は、大島の北側を通る航路（- 5 m）のみである。また港は極めて狭あいであるため、出入船舶も限定され、1000 トン未満の船舶が年間 1600 隻出入している。

5 気 候

気候は、内海型の温暖な気候である。詳細については資料編のとおりである。

6 海 象

大島周辺海域の底質は貝殻有機物混じりのシルト質砂等の厚い軟弱層である。過去における最高潮位はプラス 4.674 メートルで同じく最低潮位はマイナス 0.158 メートルである。

八代海における潮流は、上げ潮流は湾奥に下げ潮流は湾外に流れる。すなわち、上げ潮流は八代港低潮後から湾奥に向かい始めるが、低潮 3 時間後にほぼ最強潮流に達し湾内全域北東～北北東の流れとなる。八代港沿岸が最も流速が強く大潮期には約 0.9 ノットに達する。

下げ潮流は八代港の高潮 1 時間後から湾内全域南西～南南西に流れ、次第に流速を増し高潮 3 時間後に最強となる。流速は上げ潮同様、八代港沿岸が最も速く大潮期には約 1.2 ノットに達する。

7 過去の災害

当地は、上記 5 のとおりおだやかな気候でもあり、過去に異常な自然現象による大きな自然災害は発生していない。また、危険物災害についても危険物の漏洩事故が 2 回発生しているが、大きな災害にはなっていない。

なお、平成 28 年 4 月 16 日 1 時 25 分に震度 6 弱を記録した熊本地震において、八代地区特別防災区域内においては、液状化現象や防油堤及びタンク基礎の亀裂等が一部に発生したが、甚大な被害には至っていない。

第 4 節 災害の想定

特別防災区域には、危険物、ガス類等が多量に貯蔵され、取り扱われていることから、一たび災害が発生すると、その被害の大きさや周辺への影響は甚大である。

このため、災害を未然に防止するとともに、発生した場合の被害を最小限に抑え、適切な措置を講じるために、本県では令和元年度（2019 年度）に消防庁「石油コンビナート等防災アセスメント指針（平成 25 年 3 月）」（以下「消防庁指針」という。）に基づく防災アセスメント調査を実施し、八代地区特別防災区域において想定すべき災害の検討を行った。

1 調査内容

(1) 対象とする災害

平常時及び地震時に特別防災区域内で発生する可能性のある漏洩、火災、爆発などの災害を対

象とする。

なお、平常時は通常操作中（可燃性物質や毒性物質の貯蔵・処理中）の事故を対象とし、地震時は短周期地震動（強震動及び液状化）、長周期地震動及び津波による被害を対象とする。大規模災害については、平常時でも地震時でも起こり得るものとする。

ア 平常時の事故

イ 短周期地震動による被害

ウ 長周期地震動による被害

エ 津波による被害

オ 大規模災害

（２）対象施設

ア 危険物タンク 50 施設

イ ガスタンク 3 施設

ウ 海上入出荷施設 4 施設

（３）調査方法

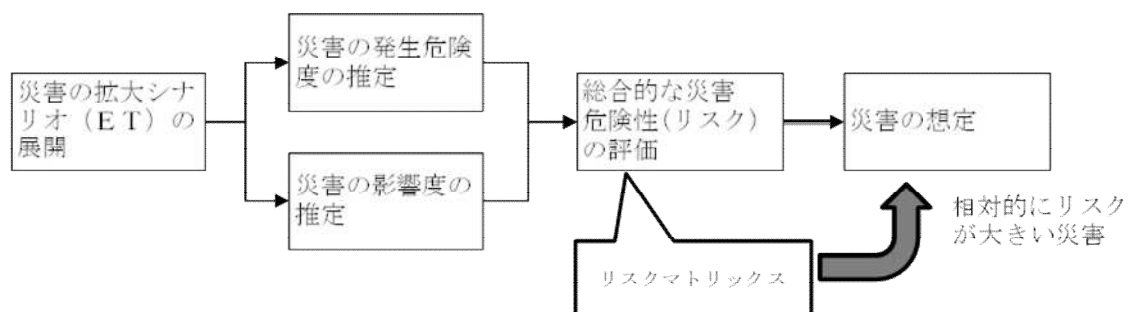
防災アセスメント調査は、まず、対象とする石油コンビナート施設において、平常時や地震時に起こり得る災害の発生・拡大シナリオを作成し、起こり得る災害事象を抽出する。次に、抽出した災害事象について、発生危険度及び影響度の評価を行う。

災害の発生危険度の評価には、確率的な安全性評価手法の一つであるイベントツリー解析（Event Tree Analysis：ETA）を適用する。イベントツリーとは、発端となる事象（初期事象）から出発し、これが拡大していく過程を各種防災設備の成否、火災や爆発の発生の有無などによって枝分かれ式に展開して表した図である。イベントツリーに初期事象の発生頻度（あるいは確率）と事象の分岐確率を与えることにより、中間や末端に現われる災害事象が、どの程度の頻度（あるいは確率）で起こりうるかを算出することができる。

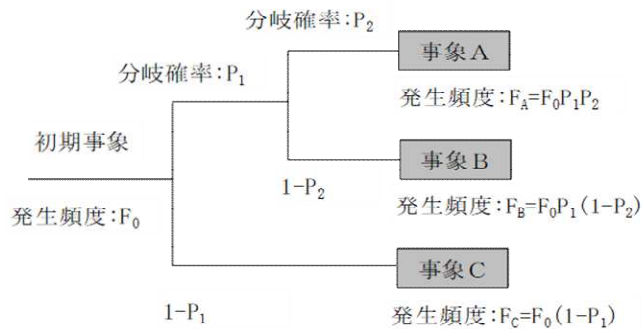
また、災害の影響度は、評価の目的に応じて放射熱や爆風圧などの物理的作用が被害を及ぼす範囲の大きさなどが用いられる。

このようにして評価した災害の発生危険度と影響度の双方からリスクマトリックスを作成し、相対的に危険性の高い災害を想定災害として抽出する。

ただし、災害事象によっては、確率的な評価手法が適当ではないものや、必ずしも定量的な評価が可能なものばかりではないことから、そのような災害については、確定的な評価手法の採用や、過去の事故事例等に基づく定性的な検討を行う。



防災アセスメントの実施手順



イベントツリーの概念図

被害の大きさ	大	リスク中	リスク大	リスク極大
	中	リスク小	リスク中	リスク大
	小	リスク極小	リスク小	リスク中
		小	中	大
		発生頻度（確率）		

リスクマトリックスの概念図

2 災害の評価の考え方

(1) 平常時の事故

災害の発生危険度と影響度を推定し、この両者を基に次のような考え方で防災対策上想定すべき災害の検討を行った（安全水準を 10^{-6} /年（Cレベル）と設定）。

同種の施設100万基に対して、対象とする災害が1年間に1回発生する確率。

ア 発生危険度

消防庁指針を踏まえ、発生危険度が 10^{-6} /年（安全水準）以上の事故を対象とした。

（ア）第1段階の災害：災害の発生危険度がBレベル（ 10^{-5} /年程度）以上の災害

現実的に起こり得ると考えて対策を検討しておくべき災害

（イ）第2段階の災害：災害の発生危険度がCレベル（ 10^{-6} /年程度）の災害

発生する可能性は相当に小さいと考えられるが、万一に備えて対策を検討しておくべき災害

イ 影響度

想定される各災害事象について、災害が発生したときの影響距離を算定し、ランク付けすることにより災害の影響度とした。

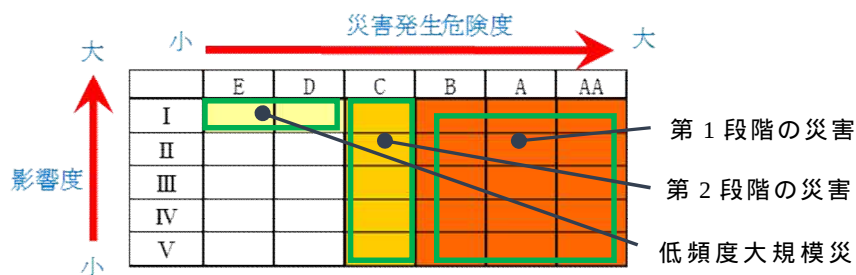
影響度の基準値は消防庁指針に従って下表のように設定し、災害の影響距離は影響の大きさが基準値以上となる距離とした。

表 影響度の基準値

現象	基準値	設定理由
液面火災の放射熱	2.3 kW/m ²	1分間以内で痛みを感じる強度で、消防庁旧指針（平成13年）で示されている液面火災の基準値
ガス爆発の爆風圧	2.1 kPa	「安全限界」（この値以下では95%の確率で大きな被害はない）及び「推進限界」（物が飛ばされる限界）とされる爆風圧で、家の天井の一部が破損し、窓ガラスの10%が破壊されるとされる圧力 ※なお、高圧ガス保安法及びコンビナート等保安規則においては、既存製造施設に対する限界値を11.8kPaとしており、2.1kPaはこの値より安全側である。
フラッシュ火災（可燃性ガス拡散）	爆発下限濃度の1/2	ガスの引火・燃焼が起こり得る下限値（ガス拡散モデルで求められる濃度は時間平均濃度であるため、変動幅を考慮）

< 評価にあたっての主な前提 >

- 災害の発生危険度推定にはデータ不足等による不確定要素が伴うことから、災害事象の発生頻度は絶対的な数値としてではなく、災害の起こりやすさを表す相対的な指標として捉える必要がある。
- 災害の影響度は、消防庁指針に示される影響距離の算定手法の下で算定するものであり、実際に事故が発生した場合の影響距離を示すものではない。さらに、実際には影響度の大きさは距離だけに依らず、施設の立地状況や周囲の環境によっても異なる。



リスクマトリックス

平常時の災害発生危険度区分

区分	災害発生危険度 [/ 年]
AAn	10 ⁻³ 程度 (5 × 10 ⁻⁴ 以上) 注
An	10 ⁻⁴ 程度 (5 × 10 ⁻⁵ 以上 5 × 10 ⁻⁴ 未満)
Bn	10 ⁻⁵ 程度 (5 × 10 ⁻⁶ 以上 5 × 10 ⁻⁵ 未満)
Cn	10 ⁻⁶ 程度 (5 × 10 ⁻⁷ 以上 5 × 10 ⁻⁶ 未満)
Dn	10 ⁻⁷ 程度 (5 × 10 ⁻⁸ 以上 5 × 10 ⁻⁷ 未満)
En	10 ⁻⁸ 程度 (5 × 10 ⁻⁸ 未満)

災害の影響度区分

区分	影響距離
	200m 以上
	100m 以上 200m 未満
	50m 以上 100m 未満
	20m 以上 50m 未満
	20m 未満

注1) 添字のnは平常時を表す。

注2) Anは1施設当たりでみると10,000年に1件程度、10,000施設あれば1年に1件程度発生するような災害であることを意味する。

(2) 短周期地震動による被害

前提となる地震として、熊本県の地震・津波想定調査における想定の対象地震の中から、特別防災区域にて最大の影響を及ぼすおそれのある地震(評価対象施設における計測震度が最大となる地震)として、以下に示す地震を選定して評価を行った。

- 布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動Case3

熊本県の地震・津波想定調査における想定の対象地震^a

想定地震		地震規模 (M)	30年以内の発生確率 ^{b、c、d}
布田川・日奈久断層帯中部 ・南西部連動 ^{注2)}	case1 ^{注4)}	7.9	不明 ただし、ほぼ0～6%より 大きくなることはないと思 えられる ^{注5)}
	case2 ^{注4)}		
	case3 ^{注4)}		
	case4 ^{注4)}		
別府・万年山断層帯 ^{注3)}	case1 ^{注4)}	7.3	ほぼ0～3% (最大2.6%)
	case2 ^{注4)}		
人吉盆地南縁断層		7.1	1%以下
出水断層帯		7.0	ほぼ0～1%
雲仙断層群南東部		7.1	不明
南海トラフ(最大値)		9.0	極めて低い ^{注6)}

注1) 発生確率については地震調査研究推進本部による「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧(2013年1月1日での算定)」^{b)}に基づく評価を示す。ただし、布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動は「布田川・日奈久断層帯の評価」^{c)}、別府・万年山断層帯は「別府・万年山断層帯の長期評価」^{d)}に基づく評価を示す。

注2) 布田川・日奈久断層帯について、これまで、布田川・日奈久断層帯北東部・中部・南部に3区分して評価を行っていたが^{e)}、その後に得られた新たな知見に基づき、布田川断層帯と日奈久断層帯に二分し、さらに布田川断層帯を布田川区間・宇土区間・宇土半島北岸区間、日奈久断層帯を高野・白旗区間・日奈久区間・八代海区間に分割^{e)}。

注3) 別府・万年山断層帯は平成29年12月の国による区分の見直しにより、中央構造線断層帯(豊予海峡・由布院区間)、日出生断層帯、万年山・崩平山断層帯に分割^{f)}。

注4) 「布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動」と「別府・万年山断層帯」に関しては破壊開始点が複数想定されており、全てのケースを想定した。

注5) 布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動の地震発生の長期確率を求めることはできないが、中部区間の発生確率(今後30年以内の発生確率: ほぼ0～6%)より大きくなることはないと考えられる^{g)}。

注6) 南海トラフ巨大地震について、その発生頻度は100～200年の間隔で繰り返し起きている地震に比べ、一桁以上低いと考えられる。^{h)}

^a 熊本県地震・津波被害想定調査(熊本県、平成25年3月)

^b 活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧(2013年1月1日での算定)(地震調査研究推進本部、平成25年2月)

^c 布田川・日奈久断層帯の評価(地震調査研究推進本部、平成14年5月)

^d 別府・万年山断層帯の長期評価(地震調査研究推進本部、平成17年3月)

^e 布田川断層帯・日奈久断層帯の評価(地震調査研究推進本部、平成25年2月)

^f 活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧(2019年1月1日での算定)(地震調査研究推進本部、平成31年2月)

^g 布田川・日奈久断層帯の評価(地震調査研究推進本部、平成14年5月)

^h 南海トラフの地震活動の長期評価(第二版)について(地震調査研究推進本部、平成25年5月)

評価方法は平常時と同様に、災害の発生危険度と影響度を推定し、この両者を基に次のような考え方で防災対策上想定すべき災害の検討を行った。なお、短周期地震動における被害の安全水準は、地震の発生確率を考慮し、地震の発生確率ⁱと地震時の被災確率が平常時と同じ 10^{-6} /年となるように設定する。

ア 第1段階の災害：災害の発生危険度がBレベル（ 10^{-3} 程度）以上の災害

現実的に起こり得ると考えて対策を検討しておくべき災害。影響度が大きい（ 、 レベル）ものは対策上の優先度が高い

イ 第2段階の災害：災害の発生危険度がCレベル（ 10^{-4} 程度）の災害

発生する可能性は相当に小さいと考えられるが、万一に備えて対策を検討しておくべき災害。

影響度が大きい（ 、 レベル）ものは要注意

<評価にあたっての主な前提>

- 災害発生危険度は地震時の被災確率であり、安全水準は、地震の発生確率と地震時の被災確率を掛け合わせることににより、平常時と同じ 10^{-6} /年となるように設定している。
- その他、平常時の事故による被害と同じ

災害発生危険度区分

区分	災害発生危険度
AAe	10^{-1} 程度（ 5×10^{-2} 以上） ^注
Ae	10^{-2} 程度（ 5×10^{-3} 以上 5×10^{-2} 未満）
Be	10^{-3} 程度（ 5×10^{-4} 以上 5×10^{-3} 未満）
Ce	10^{-4} 程度（ 5×10^{-5} 以上 5×10^{-4} 未満）
De	10^{-5} 程度（ 5×10^{-6} 以上 5×10^{-5} 未満）
Ee	10^{-6} 程度（ 5×10^{-6} 未満）

注）該当する災害事象のみ表示

災害の影響度区分

区分	影響距離
	200m 以上
	100m 以上 200m 未満
	50m 以上 100m 未満
	20m 以上 50m 未満
	20m 未満

（3）長周期地震動による被害

前提となる地震として、本県の特別防災区域において最大の影響を及ぼすおそれのある長周期地震動として、布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動case1について評価を行った。

評価方法としては、上記の地震動による疑似速度応答スペクトルを前提に、危険物タンクのスロッシング被害を対象として以下の評価を行った。

ア スロッシング最大波高及び溢流量の推定

イ スロッシングによる災害の危険性

ウ 災害の影響度の推定

ⁱ 地震調査研究推進本部（平成25年）によると、日奈久断層帯の八代海区間の地震は「30年間でほぼ0～16%」（1年あたりの発生頻度は最大で 5.3×10^{-3} /年）と考えられている。これを基に安全側の想定として、布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動 case3 の発生確率は 10^{-2} /年程度とした。

< 評価にあたっての主な前提 >

- スロッシング最大波高及び溢流量の推定にあたって、液面高さは満液を想定している。
- 災害の影響度の推定では、タンク全面火災、防油堤内流出・火災を想定して評価を実施したが、実際にはスロッシングによる影響を受けたとしても必ずしもこれらの災害に至るわけではない。

(4) 津波による被害

前提となる津波として、本県の特別防災区域に最大の影響を及ぼすおそれのある津波を想定した。

特別防災区域における津波浸水深を確認した結果として、本調査においては、評価対象施設での浸水が想定されず、津波による被害は発生しないと考えられる。

(5) 大規模災害

ここで言う「大規模災害」は、石油類の流出が防油堤外さらには事業所外に拡大していくような場合、石油類や可燃性ガスの火災・爆発が隣接施設を損傷してさらなる火災・爆発を誘発して拡大していくような場合である。

評価上の発生確率は非常に小さいが、発生した時の影響が甚大な以下の災害について、想定災害として取り上げ、発生確率は評価せず、影響評価のみを行うこととする。

ア LPGタンクの爆発による災害

イ 防油堤等から海上への流出及び防油堤火災からの延焼拡大

< 評価にあたっての主な前提 >

- LPG タンクの爆発による災害については、満液を想定し、ファイヤーボールによる放射熱の影響度算定にあたっては、貯蔵量の全量がファイヤーボールの形成に寄与するものとした（安全側の評価）

3 調査結果に基づく災害の想定

(1) 平常時の事故

第1段階及び第2段階の災害としては、事業所外へ影響を及ぼす場合もあるが、概ね特別防災区域内にとどまるような災害が想定される。

平常時の想定災害（稼働中の施設のみ）

影響度	第1段階の災害 発生危険度：B (10^{-5} /年程度) 以上 現実的に起こり得ると考えて対策を検討しておくべき災害	第2段階の災害 発生危険度：C レベル (10^{-6} /年程度) 発生する可能性は相当に小さいと考えられるが、万一に備えて対策を検討しておくべき災害
大	該当なし	・危険物タンク：流出火災
中	・危険物タンク：流出火災 ・可燃性ガスタンク：爆発、フラッシュ火災 ・海上入出荷施設：流出火災、爆発、フラッシュ火災	・危険物タンク：タンク火災、 ・可燃性ガスタンク：爆発、フラッシュ火災 ・海上入出荷施設：流出火災、爆発、フラッシュ火災
小	・危険物タンク：タンク火災	該当なし

注）影響度区分は以下のとおり。

- ・大：特別防災区域外の一般地域に及ぶ場合がある。
- ・中：事業所外に及ぶ場合があるが、概ね特別防災区域内及び海上にとどまる。
- ・小：概ね事業所内にとどまる。

(2) 短周期地震動による被害

地震時（布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動 case3）の想定災害

影響度	第1段階の災害 発生危険度：B (10^{-3} /年程度) 以上 現実的に起こり得ると考えて対策を検討しておくべき災害	第2段階の災害 発生危険度：C レベル (10^{-4} /年程度) 発生する可能性は相当に小さいと考えられるが、万一に備えて対策を検討しておくべき災害
大	該当なし	・危険物タンク：流出火災
中	・危険物タンク：流出火災 ・可燃性ガスタンク：爆発、フラッシュ火災 ・海上入出荷施設：流出火災、爆発、フラッシュ火災	・危険物タンク：タンク火災、 ・可燃性ガスタンク：爆発、フラッシュ火災 ・海上入出荷施設：流出火災
小	・危険物タンク：タンク火災	該当なし

注）影響度区分は以下のとおり。

- ・大：特別防災区域外の一般地域に及ぶ場合がある。
- ・中：事業所外に及ぶ場合があるが、概ね特別防災区域内及び海上にとどまる。
- ・小：概ね事業所内にとどまる。

(3) 長周期地震動による被害

ア スロッシング最大波高及び溢流量の推定

スロッシング最大波高の推定結果は、1.8～3.3mとなり、全ての危険物タンクで実余裕空間

高を超過すると試算された。

固定屋根式タンク及び内部浮き蓋付きタンクについては、液面が屋根に達したとしても、屋根が破損しない限り溢流は生じないが、危険物タンクは屋根板と側板との接合部が放爆構造のため弱く作られていることから、スロッシングの波圧により接合部が損傷して内容物が溢流する可能性があるため、参考までに溢流量を試算した結果、1基あたり7～814m³と算定された。

イ スロッシングによる災害の危険性

想定する災害シナリオは以下のとおり。

- (ア) 浮き蓋の損傷・沈降による災害：スロッシングにより浮き蓋が損傷・沈降し、着火した場合、消火設備等が機能しないと、タンク全面火災に至る可能性がある。
- (イ) タンク上部の破損による災害：スロッシングによりタンク上部が破損し、着火した場合、消火設備等が機能しないと、タンク全面火災に至る可能性がある。また、地上への流出がある場合はタンク周辺で流出火災となる可能性がある。

過去の事故事例及び想定されるスロッシング最大波高を踏まえ、タンク全面火災やタンク周辺流出火災は起こり得るものとする。

ウ 災害の影響度の推定

スロッシングに起因する火災の影響に関しては、発生した場合の影響が大きいと考えられるタンク全面火災及び仕切堤内防油堤内流出・火災について影響度の推定を行った。

1分間以内で痛みを感じる限度である2.3kW/m²を基準値とした場合、影響度はタンク全面火災でレベル（50～100m）、仕切堤内防油堤内流出・火災でレベル（約370m）となる。

(4) 津波による被害（再掲）

特別防災区域における津波浸水深を確認した結果として、本調査においては、評価対象施設での浸水が想定されず、津波による被害は発生しないと考えられる。

(5) 大規模災害

ア LPGタンクの爆発による災害

ファイヤーボールによる放射熱の影響度について、ファイヤーボールの燃焼継続時間（約21秒）に対応する基準値は約6.5kW/m²であり、影響距離は最大で約1,700mに及ぶ可能性がある。

蒸気雲爆発による爆風圧の影響度について、安全限界（この値以下では95%の確率で大きな被害はない）及び推進限界（物が飛ばされる限界）である2.1kPaを基準値とした場合、影響距離は最大で約1,100mに及ぶ可能性がある。

破片の飛散について、影響距離（破片の最大飛散距離）は最大で約1,600mに及ぶ可能性がある。

る。

イ 防油堤等から海上への流出及び防油堤火災からの延焼拡大

ここでは想定される大規模災害のうち、タンク本体あるいは配管の大破に起因する災害（防油堤から海上への石油類流出及び防油堤火災の延焼拡大）を取り上げた。このような災害の発生は、現在の技術基準からすると考えにくいですが、施設の老朽化、施工不良、あるいは管理体制の問題など評価が困難な要因により、発生する可能性は否定できない。定量的な評価が困難であり、発災の抑制及び発災時の緊急対応等が重要である。

4 防災対策の考え方

防災アセスメント調査で示された評価結果に基づく防災対策の考え方を示す。

防災対策の考え方

対象災害	被害の概況	防災対策の考え方
平常時の事故	概ね特別防災区域内に影響がとどまるが、発生する可能性は相当に小さいが、危険物タンクの流出火災が発生した場合は、特別防災区域外に及ぶ可能性がある。	施設の具体的状況を踏まえて、リスク（対策の優先度）の高い施設から優先的に対策を検討する。
短周期地震動による被害		
長周期地震動による被害	スロッシングによる内蓋の破損、タンク上部の破損に伴うタンク全面火災やタンク周辺流出火災が発生する可能性がある。流出火災が発生した場合は、影響が特別防災区域外に及ぶ可能性がある	施設の具体的状況と発生した場合の影響の大きさ、周辺への拡大の危険性を踏まえ対策を検討する。
津波による被害	津波による被害は発生しないと考えられる。	-
大規模災害	発生する可能性は極めて低いですが、影響が広範囲に及ぶ。	可能な予防対策と避難計画等のソフト対策を検討する。

第 2 章 防災体制の確立

第 1 節 組織の整備

八代地区特別防災区域に係る災害に対して県、八代市を始めとする防災関係機関及び特定事業者が一体となって総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、県は法第 27 条の規定に基づき熊本県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を設置した。

防災本部を構成する防災関係機関等は、防災本部の事務の実施を積極的に推進するとともに、それぞれ所掌する事務又は業務を的確かつ円滑に実施するため相互に連絡調整を図り、組織を整備し、災害対策に万全を期するものとする。

1 熊本県石油コンビナート等防災本部

（１）組織（法第 28 条） 本部長、本部員、専門員及び幹事で構成する。

ア 本部長 熊本県知事

イ 本部員 本部員は次に掲げる者とする。（本部員名簿は資料編のとおり）

（ア）特定地方行政機関の長又はその指名する職員

（イ）陸上自衛隊第 8 師団長

（ウ）熊本県警察本部長

（エ）県知事部局内の職員

（オ）八代市長

（カ）八代広域行政事務組合消防本部消防長

（キ）特定事業者の代表

（ク）県知事が必要と認めて任命する者

ウ 専門員

専門の事項を調査させるため、県知事が必要に応じて任命する。

エ 幹 事（幹事名簿は資料編のとおり）

本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから県知事が任命する。

（２）所掌事務

ア 石油コンビナート等防災計画を作成及び修正し、その実施を推進すること。

イ 防災に関する調査研究を推進すること。

ウ 防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。

エ 災害が発生した場合において、県、関係特定地方行政機関、八代市、関係公共機関（災害対策基本法第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関及び同条第 6 号に規定する指定地方公共機関をいう。）、県内の公共的団体及び特定事業者、その他当該特別防災区域内の防災上重要な施設の管理者が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。

オ 石油コンビナート等現地防災本部に対して、災害応急対策の実施に関し必要な指示を行うこと。

カ 災害が発生した場合において、国の行政機関（関係特定地方行政機関を除く）及び他の都道府県との連絡を行うこと。

キ その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。

(3) 構成機関

防災本部を構成する防災関係機関等は次のとおりである。

- ア 九州管区警察局
- イ 熊本労働局
- ウ 九州産業保安監督部
- エ 九州地方整備局
- オ 熊本海上保安部
- カ 陸上自衛隊第 8 師団（以下「自衛隊第 8 師団」という。）
- キ 熊本県警察
- ク 熊本県
- ケ 八代市
- コ 八代広域行政事務組合消防本部（以下「八代広域消防本部」という。）
- サ 特定事業所
- シ 九州経済産業局
- ス 熊本地方気象台
- セ 日本赤十字社熊本県支部（以下「日赤熊本県支部」という。）
- ソ 日本放送協会熊本放送局（以下「NHK 熊本放送局」という。）
- タ NTT 西日本株式会社熊本支店（以下「NTT 西日本熊本支店」という。）
- チ 九州電力株式会社熊本支店（以下「九州電力熊本支店」という。）及び九州電力送配電株式会社熊本支社（以下「九州電力送配電熊本支社」という。）
- ツ 熊本県医師会
- テ 熊本県看護協会
- ト 八代市消防団
- ナ 八代市医師会

(4) 防災本部の組織及び運営に関する規程

防災本部の組織及び運営については、別に定める規程（資料編）によるものとする。

- ア 熊本県石油コンビナート等防災本部条例（昭和 51 年熊本県条例第 67 号）
- イ 熊本県石油コンビナート等防災本部運営要綱（平成 16 年 5 月）

2 石油コンビナート等現地防災本部

(1) 設置の基準

現地本部は、本部長が、八代地区特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、緊急に統一的な防災活動を実施する必要があると認めるとき設置するものとする

(2) 設置者

本部長（知事）

(3) 設置の場所

現地防災本部の設置場所は、次の順位により確保するものとする。

- ア 市本庁舎 八代市松江城町 1 - 2 5
- イ 鏡支所 八代市鏡町内田 4 5 3 - 1

ウ 千丁支所 八代市千丁町新牟田 1 5 0 2 - 1

(4) 組 織

本部長が本部員のうちから指名する現地本部長及び現地本部員で構成するものとする。

ア 現地本部長 八代市長とする。ただし、災害が主として海上の場合は、熊本海上保安部長とする。八代市長、熊本海上保安部長に事故がある場合においては、現地本部員のうちから本部長が指名する者とする。

イ 現地本部員 災害の態様に応じて本部長が本部員のうちから指名する者とする。

ウ 現地指揮所予定地

災害の態様により現地に指揮所を必要とする場合の指揮所予定地は次のとおりである。

(ア) ドルフィン東側堤防上(旧出光興産北方約 300 メートルの地点)

(イ) 旧日本セメントシークリート東側の小山上

(ウ) 大島北突端記念碑附近

(エ) 大島避難緑地

(5) 所掌事務

ア 応急対策実施について、本部長の指示事項の実施に関すること。

イ 情報の収集及び伝達に関すること。

ウ 応急対策実施について、関係機関等の総合調整及び連絡に関すること。

エ 防災本部への応急対策実施状況等の報告に関すること。

オ その他本部長が指示すること。

(6) 廃止の基準

本部長は、災害の発生するおそれ若しくは拡大するおそれがなくなつたと認めたとき、又は当該災害に係る応急対策がおおむね完了したと認められるときは、現地本部長と協議のうえ現地本部を廃止する。

3 特定事業者の防災体制

(1) 自衛防災組織

特定事業者(その他の事業所を含む)は、法第 16 条の定めるところにより当該事業所に自衛防災組織を設置するものとする。

また、法第 17 条の定めるところにより、自衛防災組織を統括する者として防災管理者を、さらに第一種事業所においては、防災管理者を補佐するものとして副防災管理者を若干名選任するものとする。

ア 自衛防災組織の整備

(ア) 組織の編成及び所掌事務を明らかにし、常に現状に即したものに維持すること。

(イ) 責任体制、指揮命令系統を明確にし、要員を適正に配置すること。

(ウ) 夜間、休日等の連絡出動体制を明確にしておくこと。

(エ) 事故災害の態様に応じた応急措置を定めておくこと。

(オ) 防災要員等に対し防災規程の内容を周知徹底させておくこと。

(カ) 初期体制及び全体体制等のように、災害時の状況に応じた段階的な体制を確立するとともに、災害等が長期にわたる場合の措置を考慮しておくこと。

(キ) 気象予警報等の伝達、災害の発生危険の程度、緊迫度並びに災害の種類・規模、発生場所及び影響の程度等に関する措置も考慮しておくこと。

イ 防災管理者・副防災管理者の選任基準

(ア) 防災管理者・副防災管理者は、当該特定事業所に常勤する職員をもって充てる。

(イ) 防災管理者は、当該特定事業所における業務を統括管理するものをもって充てるものとし、
一般的に所長、社長の職にある者とする。

(ウ) 防災管理者・副防災管理者のうち少なくとも1名は、常に事務所に勤務する体制とする。

(エ) 副防災管理者は、当該特定事業所に勤務する職員のうち、職制上上位の者を充てる。

(2) 防災規程

防災規程は、おおむね次の事項を掲げるものとする。

ア 目的

当該事業所にかかる各種災害に対し、総合的、計画的な防災体制を確立し、災害の発生並びに拡大の防止に努める旨の目的を掲げるものとする。

イ 基本方針

災害の未然防止及び災害の応急対策を重点とした防災に関する基本的な方針を掲げるものとする。

ウ 自衛防災組織

(ア) 防災管理者、副防災管理者及び防災要員の職務に関すること。

(イ) 防災管理者、副防災管理者及び防災要員が旅行・疾病・その他事故のため、その職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関すること。

(ウ) 他の法令により災害の防止に関する業務を行う者の職務及び組織に関すること。

(エ) 自衛防災組織の編成及び防災要員の配置に関すること。

エ 災害予防

(ア) 事故防止

a 施設・設備の安全維持管理対策、定期点検、巡視等維持管理の制度に関すること。

b 安全対策

(a) 航泊制限(保安距離)に関すること。(保安距離30メートルの確保)

(b) 作業中(船舶荷役、車積卸し、油移送)の警戒監視体制に関すること。

(作業中の表示、作業員以外の者の立入り禁止)

(c) 火気の管理に関すること

火気の取扱い(船舶、陸上)の制限又は禁止及び監視、警戒に関すること。

(一般火気、電気設備、静電気事故、落雷事故対策)

(d) ガスフリーの制限又は禁止に関すること。(特に無風時)

c 従業員の保安教育

基礎知識、作業手順の徹底等に関する社内研修制度等の確立に関すること。

(イ) 事故の拡大防止

a 防災資機材の整備に関すること。

b 連絡施設の整備に関すること。(防災相互無線の設置及び設置場所等)

c 荷役中オイルフェンスの展張に関すること。

d 防災要員の防災教育に関する事。

e 防災訓練の実施に関する事。

オ 災害応急対策

(ア) 通報連絡体制の確立に関する事

(イ) 災害対策本部の設置基準

(ウ) 自衛防災組織の活動要領

(エ) 火災対策

(オ) 危険物の流出対策

(カ) 漏洩ガス対策

(キ) 避難対策

(ク) 広報対策

カ 改正

この防災規程は、毎年検討を加え必要に応じ改正することについて定めるものとする。

キ 資料

(ア) 配置図（一般及び危険物関係施設、周囲の状況、民家までの距離など）

(イ) 防災資機材の備蓄一覧表

(ウ) 防災資機材配置図

(エ) 防災要員緊急連絡名簿

(オ) 海潮流図

(カ) オイルフェンス展開基本体形図

(キ) 部署配置図

(3) 共同防災組織

ア 特別防災区域内にある特定事業者は、共同して防災体制を確立し災害に対処することが極めて有効かつ適切であるので、法第 19 条の定めるところにより特別防災区域の実態に応じた共同防災組織を設置する。

イ 共同防災規程

(ア) 総 則

a 目 的

b 用語の定義

c 遵守義務及び適用範囲

d 諸規定との関係

e 運営細則等への委任

f 規程の改正

(イ) 編成及び職務

a 共同防災組織の編成

b 指揮監督者の職務

c 防災要員の職務

d 指揮監督者及び防災要員の職務の代行

(ウ) 防災要員の配置及び防災資機材等の備付

- a 防災要員の配置
- b 防災資機材等の整備（防災相互無線の設置）
- c 防災資機材等の点検

（エ）異常現象に対する措置

- a 出動等
- b 通 報
- c 自衛防災組織との連絡調整
- d 指揮命令

（オ）書類又は図面の整備

- a 書類又は図面の整備

（カ）教育・訓練

- a 防災教育
- b 教育記録の保存
- c 防災訓練

（キ）運 営

- a 共同防災組織の運営

（ク）雑 則

- a 本規程に違反した指揮者及び防災要員の措置
- b 災害補償
- c 損害賠償の責任等
- d 機密情報の漏洩防止
- e 届出等

（ケ）附 則

（４）特別防災区域協議会

特別防災区域内に所在する特定事業者は、区域内の防災を区域全体の問題として共同で検討し協議するため、法第 22 条の定めるところにより協議会を置くものとする。

協議会の行うべき事項は、次のとおりである。

- ア 防災のための自主基準の作成
- イ 防災技術の共同研究の実施
- ウ 職員の防災教育の共同実施
- エ 共同防災訓練の実施

４ 応援協力体制

（１）特定事業者間の相互応援体制

ア 特定事業者は、事業所相互間における災害予防、災害発生時における応援協力の円滑化を図るための協定を締結しておくものとする。

イ 応援協定の内容は、おおむね次に掲げる事項を規定するものとする。

（ア）応援出動の基準及びその連絡方法

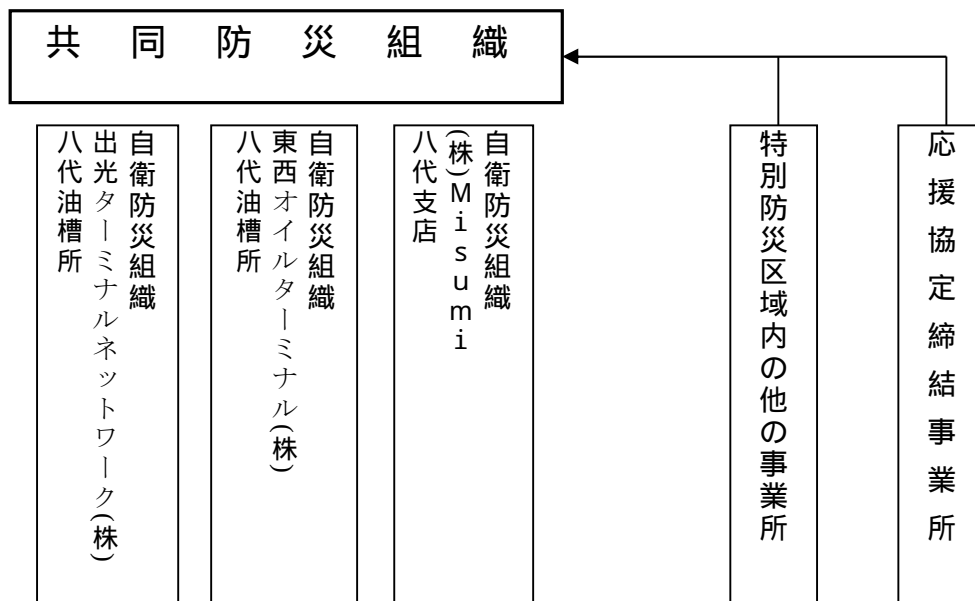
（イ）応援の設備、資材の種類及び数量

(ウ) 応援時の活動内容等

(エ) 費用負担等

ウ 特定事業者は、第1次応急対策責務者として異常現象の発見通報体制を確立するとともに、他の事業者と協力して自衛防災組織及び共同防災組織による災害の発生及び拡大を防止する体制をとるものとする。

また、必要に応じて応援協定締結事業所の応援を求めるものとする。



(2) 市町村と事業者間の協力体制

関係市町村（消防機関）及び特定事業者は、災害発生時における現場誘導等事業所の消防機関に対する協力、危険区域の設定及び危険標識の掲示等について、あらかじめ協議してその内容、方法等を具体的に定めておき、相互に協力体制の確立を図るものとする。

(3) 市町村間における相互応援協定

関係市町村は、相互に応援協定を締結する。

(4) 海上保安部と市町村間における相互応援体制

昭和43年3月29日海上保安庁と消防庁との間に締結された「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」にもとづき、海域における船舶等の火災について、相互に協力し円滑に消火活動が実施できるよう業務協定の締結を推進するものとする。

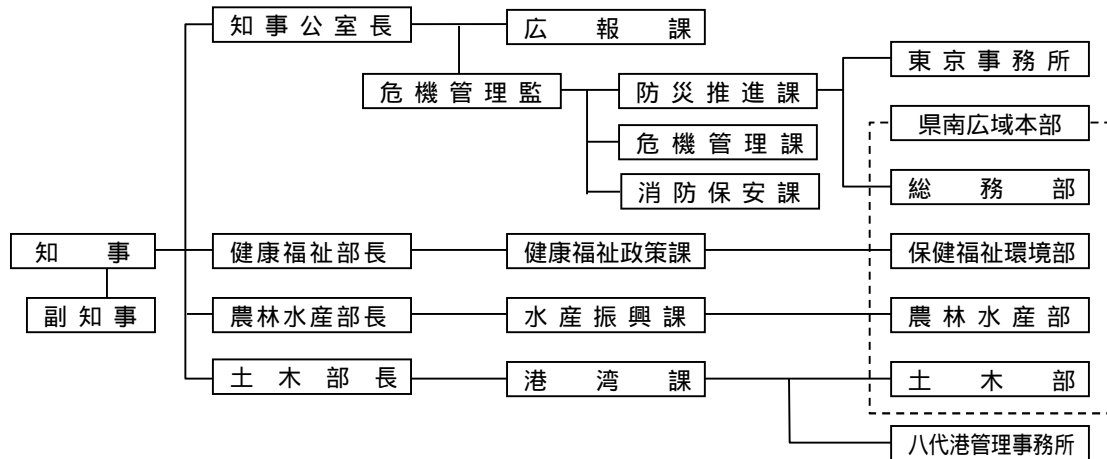
5 防災関係機関の防災対策

防災関係機関は、防災本部の一員として基本体制に基づき各機関があらかじめ定める組織及び動員計画によって、災害応急対策活動を実施する体制をとるものとする。また、直接応急対策活動を実施しない機関においても必要な情報の提供等により応急対策活動の実施に積極的に協力するものとする。

(1) 熊 本 県

災害が発生するおそれ、または発生した場合における組織及び動員はおおむね次によるものとする。

ア 組 織



イ 動 員

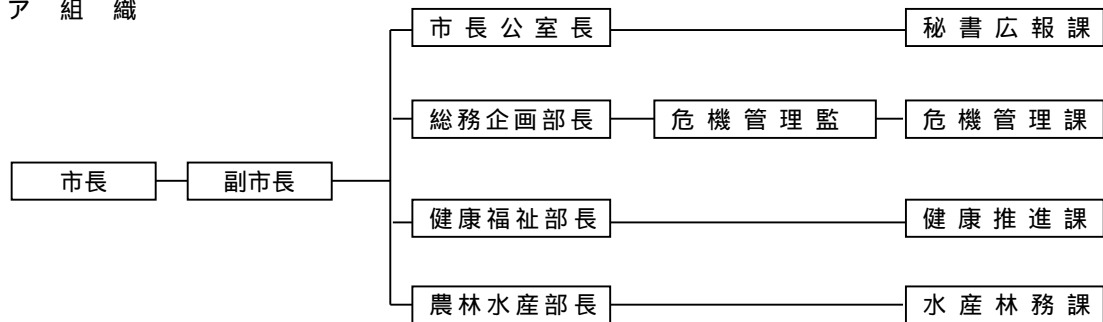
区 分	配置基準	配置内容
第 1 次体制	(ア) 自然現象 (地震、高潮、津波、落雷等) による災害発生のおそれがある場合。 (イ) 第 1 次防災体制をとった場合。 (ウ) その他必要により、本部長が当該配置を指示したとき。	気象業務法に基づく予警報の伝達、災害情報および被害報告の収集等が円滑に行い得る体制とする。
第 2 次体制	(ア) 第 2 次防災体制をとった場合 (イ) その他必要により、本部長が当該配置を指示したとき。	第 1 次体制と同様とする。
第 3 次体制	(ア) 第 2 次防災体制によっては、対応できず防災関係機関の総合的な防災活動の実施を必要とする場合。 (イ) その他必要により、本部長が当該配置を指示したとき。	防災本部室の分掌事務および災害応急活動が強力に推進できる体制とする。

(2) 八代市、八代市消防団

災害が発生するおそれ、または発生した場合における組織及び動員はおおむね次によるものとする。

八代市

ア 組 織



イ 動 員

区 分	配置基準	配置内容
第 1 次体制	(ア) 自然現象 (地震、高潮、津波、落雷等) による災害発生のおそれがある場合。 (イ) 第 1 次防災体制をとった場合。 (ウ) その他必要により、現地防災本部長が当該配置を指示したとき。	気象業務法に基づく予警報の伝達、災害情報および被害報告の収集等が円滑に行い得る体制とする。
第 2 次体制	(ア) 災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合。 (イ) その他必要により、現地防災本部長が当該配置を指示したとき。	第 1 次体制により難しい場合で直ちに災害応急諸対策活動を開始できる体制とする。
第 3 次体制	(ア) 第 2 次防災体制では対応できず、防災関係機関の総合的な防災活動の実施を必要とする場合。 (イ) その他必要により、現地防災本部長が当該配置を指示したとき。	現地本部室の分掌事務および災害救助活動が強力に推進できる体制とする。

②八代市消防団（八代方面隊）

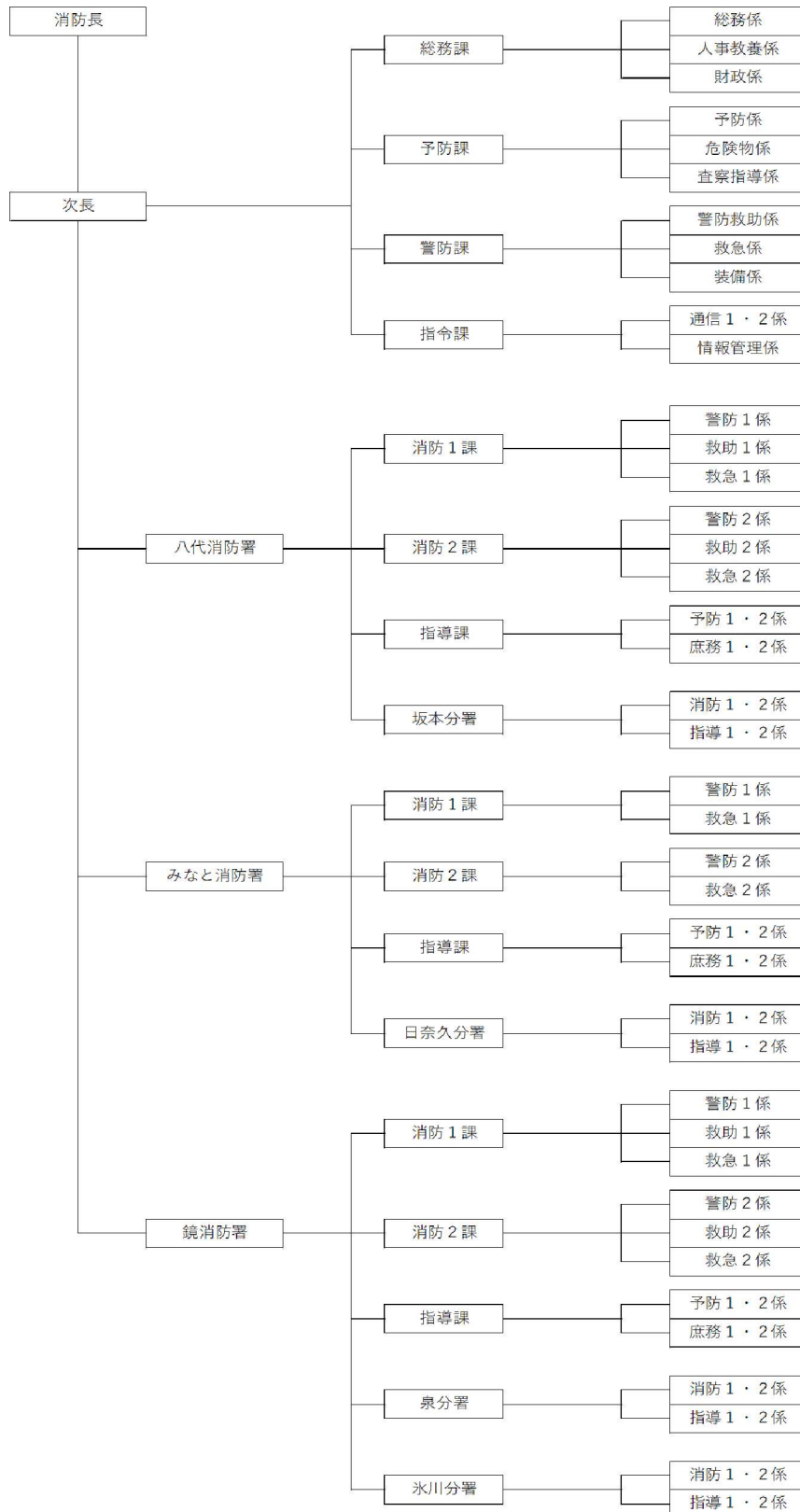
R8.2.1現在

指揮者	校区名	分団名	実数	消防担当区域
副隊長・指導員	代陽	第1	43	出町、通町、鷹辻町、袋小路町、宮之町、千仏町、南松江町、北松1、北松2、袋町、松江本町、二之町、長町
		第2		淵原町、北荒神町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、紺屋町、中島町、東松江城町、西松江城町、徳淵町
	八代	第3	21	南荒神町、船大工町、東塩屋町、中塩屋町、北塩屋町、八幡町、蛇籠町、港町、建馬町、新開町、築添町、新港町1丁目～4丁目
副隊長・指導員	太田郷	第4	110	興国、久保、水戸、上西、萩原松馬場、天神、栄、中、西通、楠、浪川、大手、横手上、毘舎丸、横手下、横手松馬場、清水、老松、緑、若草、花園、旭中央通り、黄金、弥生、錦、末広、夕葉各町
		第5		東片町、上片町、中片町、西片町、上日置町
		第6		長田町、日置町、井上町、島田町、竹原町
	宮地	第21	31	妙見町、宮地町、西宮町
		第22		古麓町
	宮地東	第23	12	東町
	龍峯	第31	93	川田町東、川田町西、興善寺町、岡町小路、岡町中、岡町谷川
副隊長・指導員	松高	第9	88	松崎町、河原町、永碇町、高小原町
		第10		高島町、沖町、井揚町
		第11		大島町
	八千把	第12	65	大村町、海士江町、上野町
		第13		古閑上町、古閑中町、古閑下町、古閑浜町、田中町
	郡築	第19	96	郡築一番町、郡築二番町、郡築三番町、郡築四番町、郡築五番町、郡築六番町
		第20		郡築七番町、郡築八番町、郡築九番町、郡築十番町、郡築十一番町、郡築十二番町
	昭和	第27	37	昭和日進町、昭和明徴町、昭和同仁町
副隊長・指導員	麦島	第7	33	迎町、古城町、千反町、中北町、麦島東町、麦島西町、植柳新町
	植柳	第8	24	植柳上町、植柳下町、植柳元町、大福寺町
	高田	第14	55	豊原上町、豊原中町、豊原下町、奈良木町、渡町
		第15		高下東町、高下西町、本野町、平山新町
	金剛	第16	129	敷川内町、催合町、揚町
		第17		水島町、高植本町
副隊長・指導員	日奈久	第24	50	日奈久大坪町、日奈久新田町、日奈久山下町、日奈久塩北町、日奈久竹之内町、日奈久新開町
		第25		日奈久塩南町、日奈久浜町、日奈久東町、日奈久中町
		第26		日奈久上西町、日奈久中西町、日奈久下西町、日奈久馬越町、日奈久平成町
	二見	第28	46	二見洲口町
		第29		二見本町、二見赤松町
		第30		二見下大野町、二見野田崎町
	全校区	本部	22	八代全校区
計		32	955	(注)団員の総数967人(隊長1人、副隊長5人、指導員5人、団員1人、計12人含む)

(3) 八代広域消防本部

災害が発生するおそれ、または発生した場合における組織及び動員は次によるものとする。

ア 組 織



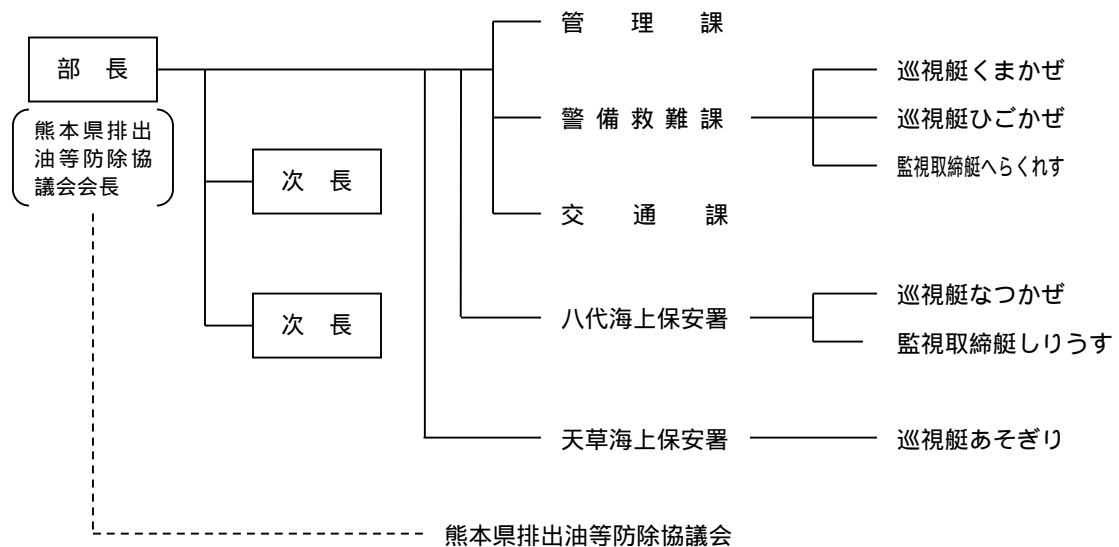
イ 動 員

八代広域行政事務組合警防規程（平成17年12月9日訓令甲第10号）によるものとする。

配置基準	第一出場体制	第二出場体制	第三出場体制
配置内容	主に八代消防署及びみなと消防署の消防力により活動を実施	第一出動に加え、鏡消防署の消防力による活動を実施	第二出動に加え、消防本部の総力を投入するとともに他の応援を受けて活動を実施

（４）熊本海上保安部

ア 組 織



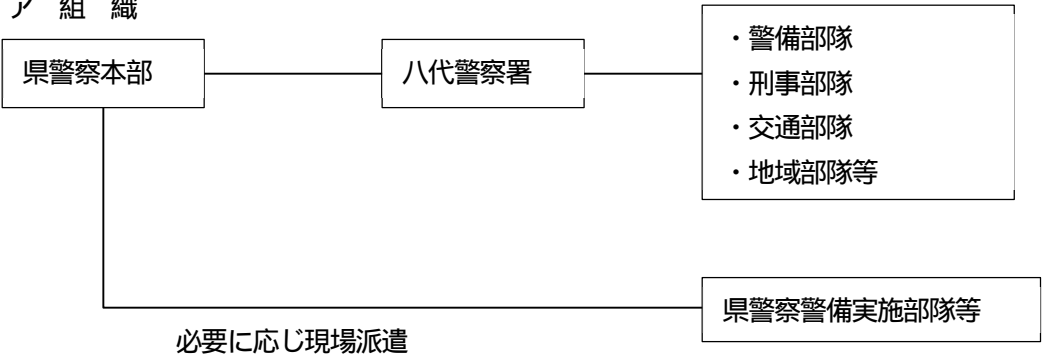
イ 動 員

基 準	内 容
災害が海上へ拡大するおそれがない場合	巡視船艇 1 隻及び情報連絡員を現場へ派遣
災害が海上へ拡大するおそれがある場合	稼動全巡視船艇を現場へ集結配置 熊本県排出油等防除協議会総合調整本部を設置
石油等積載船舶の災害	同 上

(5) 熊本県警察

災害の発生するおそれ、または発生した場合における組織および動員については、次によるものとする。

ア 組 織



イ 動 員

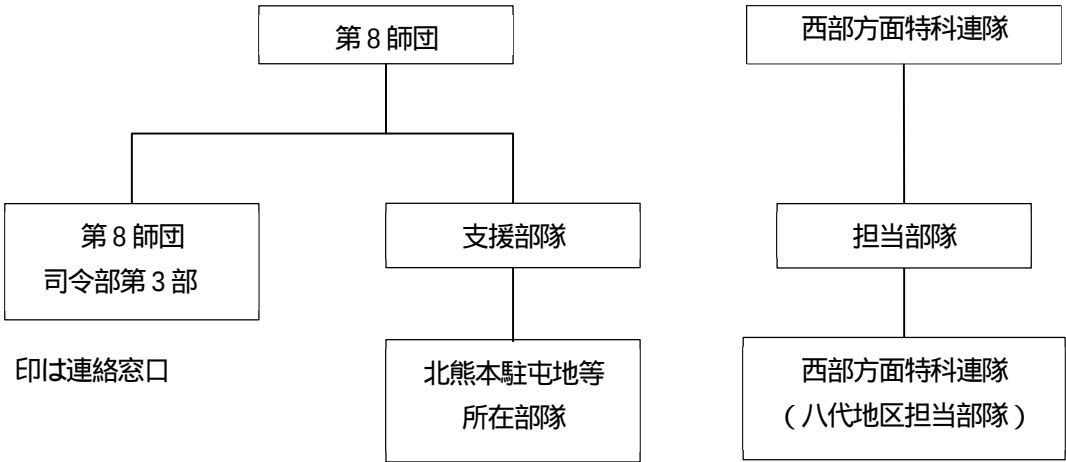
配 置 基 準	部 隊 等
災害の発生を認知したとき	八代警察署、警備第二課、捜査第一課
深刻な被害が発生又は災害が拡大するおそれがあるとき	八代警察署、県警察本部
災害において人的被害が発生し、救出救助等の必要があるとき	八代警察署、県警察本部、県警察警備実施部隊

(6) 陸上自衛隊第 8 師団等

災害が発生するおそれ、または発生し、災害派遣の要請があった場合における組織および動員については、次によるものとする。

ア 組 織

第 8 師団等の組織



イ 派遣態勢

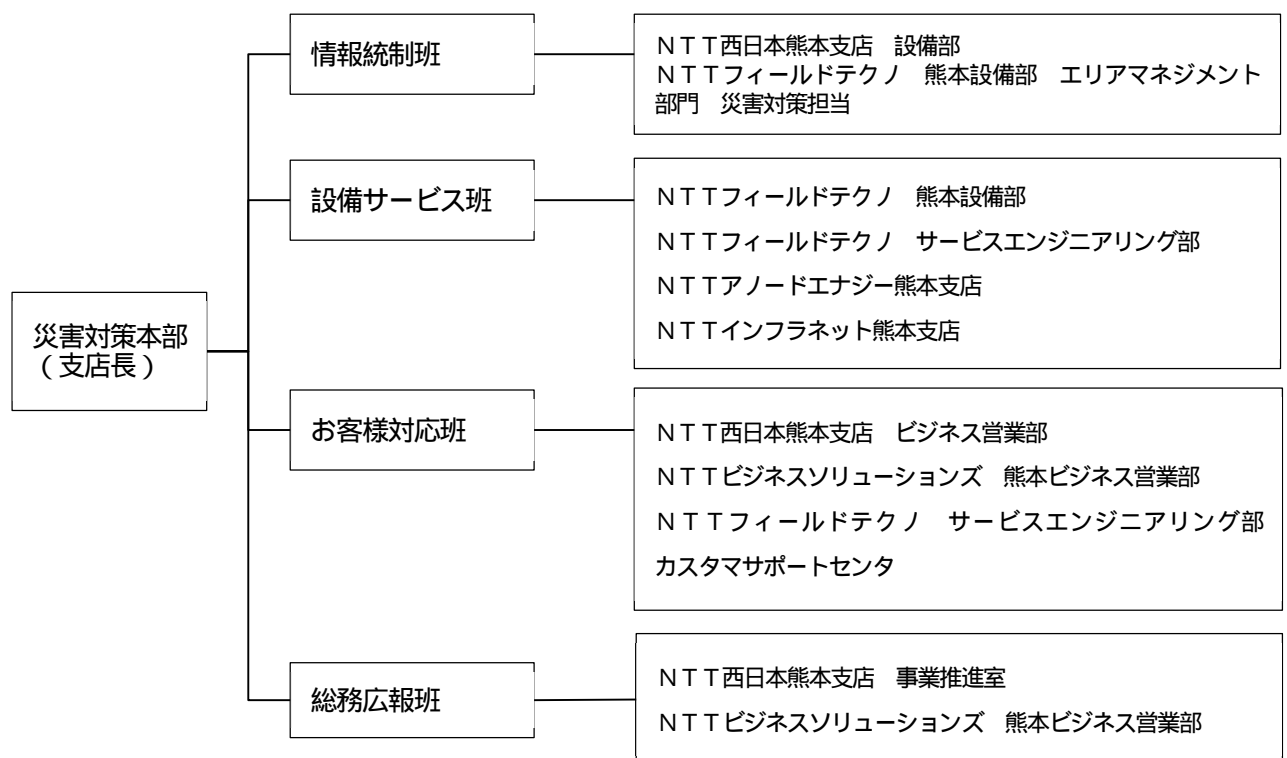
区 分	態 勢 の 基 準
情報収集	1 ヘリコプターにより空中から偵察活動ができる態勢 2 偵察部隊による地上偵察活動ができる態勢
担当部隊の派遣	知事等からの災害派遣要請に応じ、速やかに西部方面特科連隊が派遣できる態勢
支援部隊による増援	西部方面特科連隊の能力を超える災害に対し、北熊本駐屯地等所在部隊を持って迅速に支援できる態勢

(7) NTT西日本熊本支店

災害が発生するおそれ、または、発生した場合における組織及び動員については、次によるものとする。

ア 組 織

(ア) NTT西日本熊本支店 災害対策本部



イ 動 員

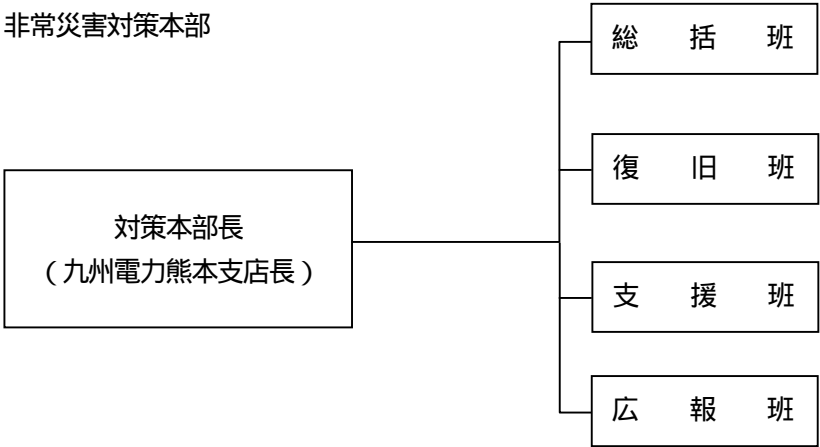
区 分	配 置 基 準	配置内容
熊 本 支 店	災害の規模に応じて必要な人員を配置する。	通信手段の確保

(8) 九州電力

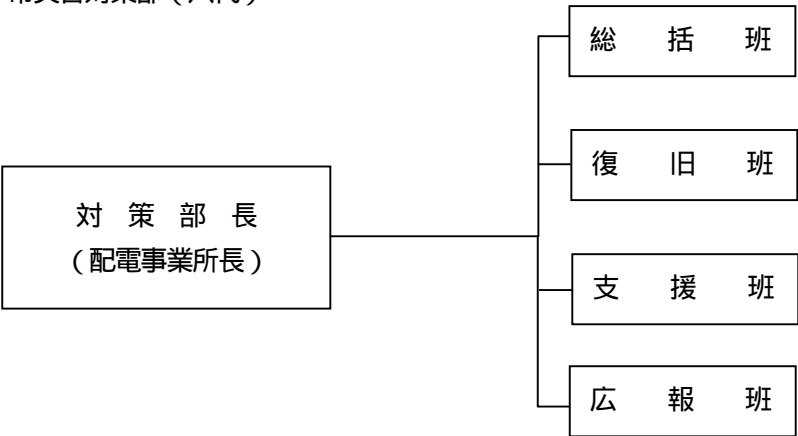
災害対応は、九州電力株式会社熊本支店（以下「九州電力熊本支店」という。）及び九州電力送配電株式会社熊本支社（以下「九州電力送配電熊本支社」という。）が一体的に行う。

ア 組 織

(ア) 非常災害対策本部



(イ) 非常災害対策部 (八代)



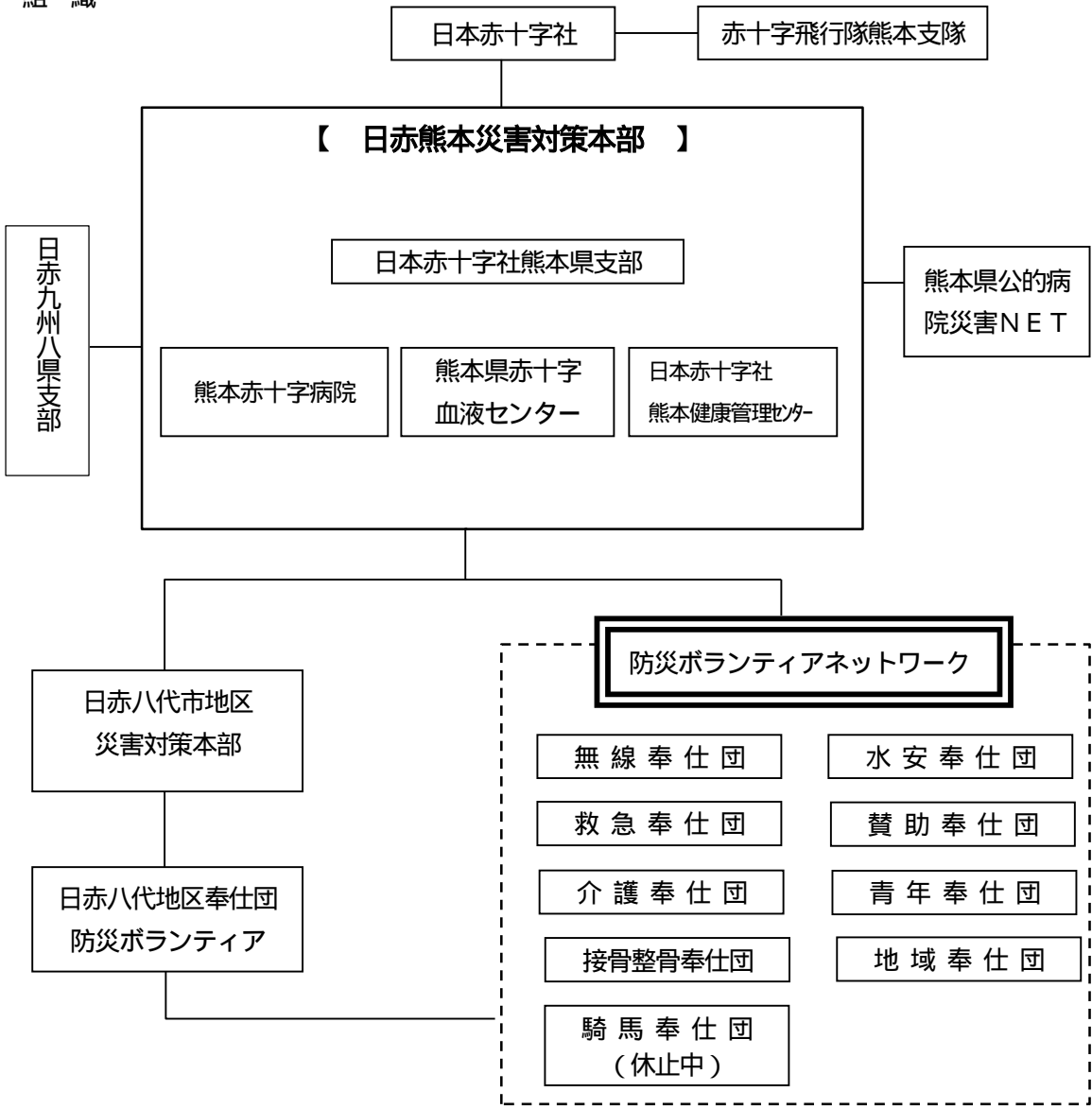
イ 動 員

区 分	配 置 基 準	配置内容
九州電力送配電熊本支社配電部八代配電事業所	災害の発生により通常の電力供給手段が遮断した場合、上記組織のほか委託工事会社の出動を要請する。	電力供給手段を確保する上記配置体制を編成する。

(9) 日赤熊本県支部

災害が発生するおそれ、又は発生した場合において救護活動を推進し、連絡統制を図るため、災害対策本部を設置する。

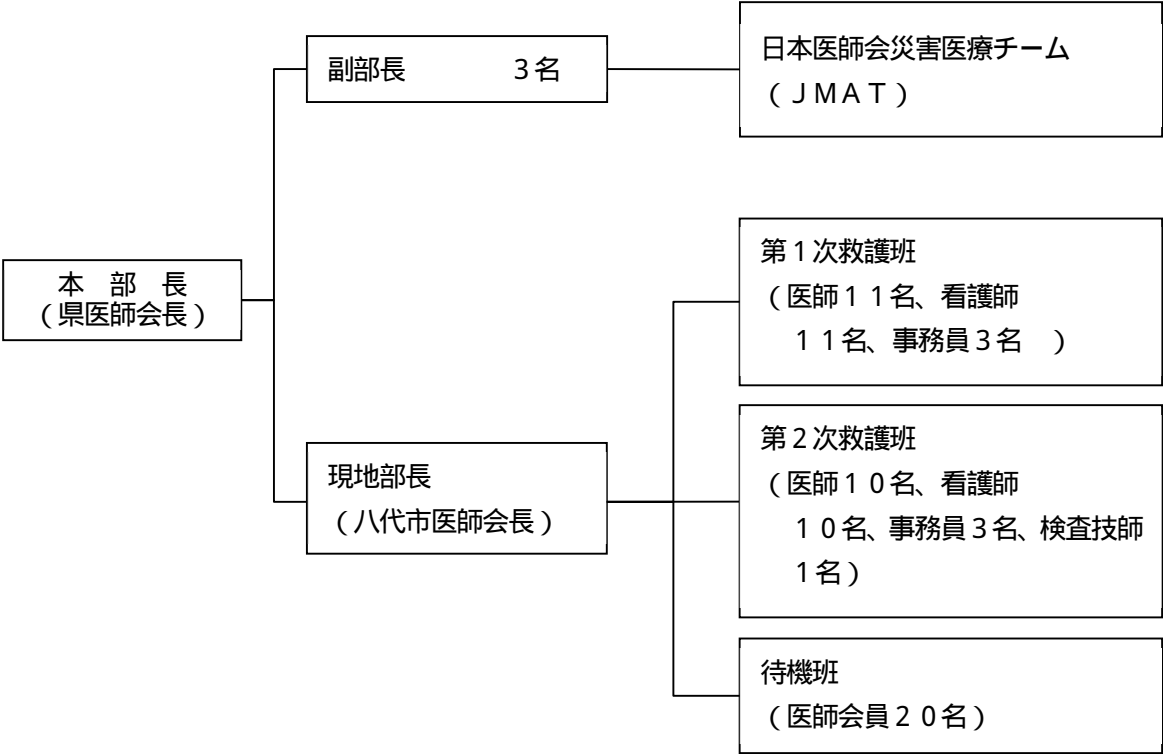
ア 組 織



イ 動 員

配 置 基 準	配 置 内 容
油流出事故や爆発事故によって多数の負傷者がでた場合	常備救護班を出動させ、必要に応じて上記配置態勢を編成する。

(1 0) 熊本県医師会、八代市医師会、熊本県看護協会
ア 組 織



イ 動 員

区 分	配置内容			
本 部	会 長 副 会 長	3名		
現 地 本 部		第1次救護班	第2次救護班	待機班
	会 長			医師会員20名 出勤
	医 師	11名	10名	
	看 護 師	11名	10名	
	事 務 員	3名	3名	
	検 査 技 師		1名	

第2節 特定事業者の責務及び防災関係機関の防災業務の大綱

1 特定事業者の責務

特定事業者は、災害の発生及び拡大防止のための第1次的責務者として、法令及びこの計画の定めるところにより組織及び資機材を整備し他の事業者と相互に協力して、特別防災区域に係る災害の予防対策、応急対策等について万全の措置を講ずるものとする。

特定事業者の処理すべき事項は次のとおりである。

- (1) 特定防災施設等の設置に関すること。
- (2) 防災資機材等及び防災要員を備えた自衛防災組織・共同防災組織の設置に関すること。
- (3) 防災管理者等の選任に関すること。
- (4) 防災規程の作成に関すること。
- (5) 防災教育及び訓練の実施に関すること。
- (6) 異常現象の通報及び災害応急対策の実施に関すること。
- (7) 自主点検及び保安検査の励行に関すること。
- (8) 安全操業の確保及び労働安全の徹底に関すること。
- (9) 従業員の避難措置に関すること。
- (10) その他災害の発生及び拡大の防止のための事項に関すること。

2 防災関係機関の防災業務の大綱

県、八代市及び特定地方行政機関を始めとする防災関係機関は、事業所の防災指導等災害予防措置に努めるとともに、災害時には、相互に連絡調整をとり一体となって、災害情報の収集伝達活動の実施等迅速、的確な災害対策ができるよう努めるものとする。

各機関の防災業務の大綱は次のとおりである。

機 関 名	防 災 業 務 の 大 綱
1 九州管区警察局	(1) 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること。 (2) 広域的な交通規制の指導調整に関すること。 (3) 災害時における他管区警察局との連携に関すること。 (4) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 (5) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。 (6) 災害時における警察通信の運用に関すること。
2 熊本労働局	(1) 関係事業場の労働災害防止対策の監督指導等に関すること。 (2) その他所管事項に関すること。
3 九州産業保安監督部	(1) 関係事業所の保安対策の監督指導に関すること。 (2) その他所管事項に関すること。
4 九州地方整備局	(1) 港湾海岸災害対策に関すること。 (2) 災害時における直轄河川への被害の拡大防止に関すること。 (3) その他所管事項に関すること。
5 熊本海上保安部	(1) 海上災害の予防啓発に関すること。 (2) 災害情報の収集伝達及び原因調査に関すること。 (3) 海上災害の防除作業のための必要な措置について、自衛防災組織又は共同防災組織に対する指示又は指導に関すること。 (4) 海上災害の防御活動に関すること。

	(5) 海上災害時における救助及び援助に関すること。 (6) 海上災害時における船舶航行の規制及び海上治安維持に関すること。 (7) 防災資機材の整備等に関すること。 (8) 関係機関及び船舶関係者の防災資機材の整備に関する指導、助言。 (9) 海上防災訓練の実施及び他機関に対する指導に関すること。 (10) 熊本県排出油等防除協議会に関すること。 (11) その他所管事項に関すること。
6 陸上自衛隊第8師団	(1) 災害派遣に基づく人命の救助、避難の援助、道路の啓開、炊飯及び給水の支援、その他の活動に関すること。 (2) その他所管事項に関すること。
7 熊 本 県 警 察	(1) 被害等調査に関すること。 (2) 住民の避難誘導に関すること。 (3) 交通規制に関すること。 (4) 被災者の救出救助等に関すること。 (5) 被災地域の安全に関すること。 (6) 事件事故等の捜査に関すること。 (7) その他警察の所管事項に関すること。
8 熊 本 県 (危機管理防災課・消防保安課)	(1) 防災本部に関すること。 (2) 石油コンビナート等防災計画の作成及び修正並びにその実態の推進に関すること。 (3) 自衛防災組織及び共同防災組織に対する指導に関すること。 (4) 防災訓練及び防災教育の実施に関すること。 (5) 災害時における情報の収集伝達、関係機関との連絡調整、現地本部の設置等に関すること。 (6) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (7) 応援体制の総合調整に関すること。 (8) 港湾施設、海岸保全施設の保全に関すること。 (9) その他災害の予防、応急、復旧措置に関すること。 (10) 保安教育に関すること。 (11) その他所管事項に関すること。
9 八 代 市	(1) 防災資機材等の整備に関すること。 (2) 防災訓練及び防災教育の実施に関すること。 (3) 災害時における情報の収集伝達、人命の救出・救護、避難の指示、勧告誘導、警戒区域の設定に関すること。 (4) その他災害の予防・応急・復旧対策に関すること。 (5) その他所管事項に関すること。
10 八 代 広 域 消 防 本 部	(1) 自衛防災組織及び共同防災組織の育成指導及び指示に関すること。 (2) 関係事業所に対する危険物の保安監督及び予防査察等に関すること。 (3) 防災資機材等の整備に関すること。

	(4) 事業所の組織、規程等の届出に対する指示助言に関すること。 (5) 事業所の防災資機材の整備に対する検査指示に関すること。 (6) 防災訓練及び防災教育の実施に関すること。 (7) 災害時における情報の収集・伝達・消防の実施、人命の救助、救急業務、避難の誘導、消防警戒区域の設定に関すること。 (8) その他災害の予防・応急・復旧対策に関すること。 (9) 事故原因の調査に関すること。 (10) その他所管事項に関すること。
11 九州経済産業局	(1) 災害復旧に係る連絡調整等に関すること (2) その他所管事項に関すること。
12 熊本地方気象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
13 日赤熊本県支部	(1) 災害時における医療救護及び死体処理の実施に関すること。 (2) 被災者の救援活動に関すること。 (3) 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 (4) その他所管事項に関すること。
14 N H K 熊本放送局	(1) 災害時における災害情報等の一般住民に対する広報に関すること。 (2) その他所管事項に関すること。
15 N T T 西日本熊本支店	(1) 電気通信施設の保全対策に関すること。 (2) 災害時における非常電話の調整に関すること。 (3) その他所管事項に関すること。
16 九州電力熊本支店 九州電力送配電熊本支社	(1) 電力施設の保全対策に関すること。 (2) 災害時における電力の供給に関すること。 (3) その他所管事項に関すること。
17 熊本県医師会	(1) 災害時における医療救護に関すること。 (2) その他所管事項に関すること。
18 八代市医師会	
19 熊本県看護協会	(1) 災害時における情報の収集・伝達、消防の実施、避難の誘導に関すること。
20 八代市消防団	(2) その他所管事項に関すること。

第 3 章 災害予防計画

危険物、ガス類等が多量に貯蔵され、取り扱われている八代地区特別防災区域は、本県産業の重要な拠点であるとともに、災害の発生は住民生活や経済活動等に大きな被害、影響を及ぼすことが予測されることから、事業者及び関係機関は、法、消防法、高圧ガス保安法、ガス事業法、労働安全衛生法等の関係法令に定めるそれぞれの基準に適合するように設置、管理し、法令に定める定期点検、記録の他、自主点検の実施、改修工事時等の保安管理の強化を図る等、自主保安体制の確立のため、次の事項について予防対策を講じるものとする。

なお、八代地区特別防災区域には、特定事業所とその他事業所が存在することから、ここでは、一般的な対策事項を記載し、詳細は各事業所で設置している規程等により整理する。

第 1 節 危険物の災害予防対策

1 施設の現況

当該特別区域内には、危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）が、13事業所あり、特定事業所3社及びその他の事業所10社の石油関連事業所と高圧ガス関連事業所である。

2 保安体制の確立

市町村長は製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、危険物取扱者制度の徹底を図るとともに当該施設の種類、規模により危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を定めて、当該施設における保安業務を誠実に行わせ、常時保安体制を整備するよう指導するものとする。

3 保安教育の実施

知事は製造所等において、危険物の取扱作業に従事する者に対して、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者として必要な知識、技能の習得等、保安確保のための教育を実施するものとする。

また、所有者等に対し、自主的に危険物の取扱作業に従事する者の保安教育を実施するよう指導するものとする。

4 製造所等の維持管理

市町村長は製造所等の保安検査または立入検査を実施する際、次の事項を重点的に検査するものとし、製造所等における災害の防止に積極的な指導を行うものとする。

- （１）位置、構造及び設備の維持管理状況
- （２）消火設備、警報設備の保安管理状況
- （３）危険物の貯蔵及び取扱い状況
- （４）危険物取扱者の立合い状況

5 自主予防対策の推進

市町村長は、製造所等の種類、規模に応じ、所有者等が次の措置をとり、自主的な保安体制を確立するよう適切な指導をするものとする。

(1) 予防規程の遵守

市町村長は、予防規程の内容が常に実態に即したものであるよう指導し、関係者の周知と遵守の徹底を図る。

(2) 自衛消防組織の充実

市町村長は、自衛消防組織の編成状況を掌握し、随時消防訓練を実施させるなど、その消火活動の向上を指導し、災害発生に対応できるよう組織力の強化充実を図る。

(3) 定期点検の励行

市町村長は、保安検査、立入検査のほか、製造所等において当該施設の設備に関して不備箇所等を補修、改善し、事故の未然防止と安全確保を図らせるため、自主的な定期点検を完全に実施するよう指導を行う。

6 危険物の輸送

市町村長は、警察の協力を求めてタンクローリーなど危険物運搬車両への立入検査を実施し、車両の保安管理、移送、運搬基準の励行等につき指導取締を行うものとする。

7 消火薬剤等の緊急輸送対策

知事及び市町村長は、関係事業所等の消火薬剤の保有状況、化学消防車その他化学消防設備の実態を把握し、緊急輸送体制の確立を図るものとする。

第 2 節 高圧ガスの災害予防対策

1 施設の現況

当該特別域内の高圧ガス製造事業所、販売事業所及び貯蔵所（以下「製造事業所等」という。）は、2事業所あり、L P ガス卸・小売業である。

2 保安体制の確立

(1) 保安統括者等の選任

知事は高圧ガス製造者、販売業者、貯蔵所の所有者又は占有者（以下「製造者等」という。）に対し当該施設の種類及び規模に応じ、高圧ガス製造保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安企画推進員、保安係員、保安監督者、販売主任者、特定高圧ガス取扱主任者又は業務主任者を定め高圧ガスの製造、販売、貯蔵又は消費に関する業務を誠実に行わせ、常時保安体制を整備するよう指導するものとする。

(2) 協会等との連携強化

知事は九州産業保安監督部と協力して、高圧ガス保安協会九州支部、九州地区高圧ガス防災協議会熊本県支部、熊本県高圧ガス保安協会、一般社団法人熊本県 L P ガス協会等と緊密な連携を保ち、保安体制の万全を期するものとする。

3 保安教育の実施

(1) 保安教育計画の作成

知事は、製造者等に対し、公共の安全の維持又は災害発生防止のため、実態に即した

保安教育計画を定め、従業員に対する保安教育を実施するよう指導するものとする。

(2) 講習の実施

知事は、保安統括者等のうち、法令の規定により定められている者に対して、高圧ガス保安協会が行う講習を受けるよう指導するとともに、必要に応じ、製造、販売等の高圧ガスの取扱いについて保安講習を実施し、保安統括者等に対して必要な知識、技能の習得等保安確保のための教育を施すものとする。

4 製造事業所等の維持管理

知事は高圧ガスの製造若しくは販売のための施設又は高圧ガス貯蔵所について、保安検査又は立入検査を実施する際、次の事項を重点的に検査し、当該施設が適切に維持管理されるよう製造者等を指導するものとする。

(1) 位置、構造及び設備の維持管理状況

(2) 消火設備、警報設備の保安管理状況

(3) 保安体制の整備状況

(4) 保安教育の実施状況

5 自主保安対策の推進

知事は製造者等に対し、危害予防規程の作成、定期自主検査及び防災訓練の実施等を行い、自主保安対策を推進するよう指導するものとする。

(1) 危害予防規程の作成

知事は危害予防規程の内容が常に実態に即したものであるよう指導し、関係者への周知と遵守の徹底を図る。

(2) 定期自主検査の実施

製造者等は毎年少なくとも1回以上は定期検査を行い、その記録を保存し、当該施設を正常な状態に維持管理しておく。

(3) 防災訓練の実施

製造者等は、災害の発生等を想定した訓練を実施するとともに、自衛防災組織を整備しておく。

6 高圧ガスの移動

高圧ガスの移動途上に起こる事故に対処するため、指定防災事業所の充実及び防災資機材の整備を促進し、併せて移動中における事故防止のため、警察と協力して路上取締指導を行うものとする。

第3節 防災施設、防災資機材等の整備

特定事業者及び防災関係機関は、災害の発生及び災害が発生した場合の被害の拡大を防止するため、迅速かつ円滑な防災活動を実施するよう、法定の基準はいうまでもなく、必要な設備、資機材を設置、備蓄するものとする。

また、これらの設備及び資機材が有事の際すみやかに効果を発揮、もしくは使用できるよう日頃から整備、点検、補充に努めるものとする。

なお、応急対策の実施に際し、応急対策実施責任者が所有する防災資機材に不足が生じ、又は生ず

るおそれがある場合における防災資機材等の調達及び輸送等について、関係各機関及び特定事業所は定めておくものとする。

第4節 防災教育及び防災訓練の実施

1 防災教育

特定事業所等における防災体制の確立を図るため、特定事業者等及び防災関係機関は、単独又は共同して特定事業所等の従業員等に対して防災教育を実施するものとする。

- (1) 特定事業者等は、自ら従業員並びに従業員以外の労働従事者に対して、事業所の実態に応じた防災教育を実施するとともに、防災管理者の防災業務に関する能力向上のための研修機会を与えるように努めるものとする。
- (2) 関係消防機関は、法令等にもとづき、又は特定事業者等の協力要請により、特定事業者等に対して防災教育を実施する。

2 防災訓練

- (1) 特定事業者は、災害が発生した場合における防災活動が迅速かつ的確に実施されるよう、それぞれまたは共同して防災訓練を年1回以上実施するものとする。

さらに、相互の有機的な連携を図るため、防災関係機関及び特定事業者は合同して同一の想定にもとづき、総合的な防災訓練を防災本部の主催により年1回以上実施するものとする。

- (2) 防災訓練の実施については、次の事項を考慮するものとする。

ア 実動訓練及び図上訓練

イ 応援出動部隊の指揮・統制、高所の消火活動、防災用資機材の調達手続及び輸送等石油コンビナート等の災害の特徴に応じた訓練を行うこと。

ウ 総合防災訓練は、陸上災害及び海上災害を想定して行うこと。

第5節 防災に関する調査研究

防災関係機関及び特定事業者は、防災のための施設、技術向上等について共同又は単独で調査研究を行うものとする。

- (1) 危険物施設及び技術の安全に関する調査研究

ア 危険物等の製造・貯蔵及び取扱い施設の安全に関するもの。

イ 危険物等の製造・貯蔵及び取扱い技術の向上に関するもの。

- (2) 技術向上に関する調査研究

ア 危険物等の災害の特性並びに災害の防御方法に関する調査研究

イ 災害基本想定についての調査研究

第6節 関係行政機関の指導・助言

1 熊本県

- (1) 法を施行するため必要と認めたとき、特定事業所への立入検査の実施
- (2) 消防機関に対する指導又は助言

2 八代広域消防本部

- (1) 法による責務の励行徹底指導

- (2) 危険物（施設）の保安体制の強化指導
- (3) 特定事業者が実施する防災教育及び防災訓練の指導
- (4) 特定事業者が定めた防災規程等への指導
- (5) 関係法令に基づく特定事業所への立入検査の実施

3 熊本海上保安部

- (1) 石油等積載船舶の荷役時における安全に関する指導・助言
- (2) 船舶の荷役設備・器具の安全点検ならびに整備に関する指導・助言
- (3) 油防除ならびに消防資機材の適切な配備及び緊急処理体制の確立指導又は助言
- (4) 安全運航に関する指導
- (5) 石油等積載船舶に対する立入検査と指導

4 熊本労働局

- (1) 総合的安全管理体制の確立に関する指導・助言
- (2) 共有設備等の保守点検制度の確立に関する指導・助言
- (3) リスクアセスメントの実施に関する指導・助言
- (4) 作業標準（非定常作業を含む）の作成及び内容の周知に関する指導・助言
- (5) 安全衛生教育に関する指導・助言

第4章 災害応急対策計画

第1節 災害時の防災体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関及び特定事業者は、防災本部を中心に一体となって災害対策にあたるものとする。災害時の防災体制は、本部長が八代市長、八代広域消防本部消防長、又は海上保安部長の意見を聞き、次の基本体制の中から指示するものとする。

区 分	体 制 内 容
第1次防災体制	特定事業所の自衛防災組織及び共同防災組織、並びに所轄消防署、又は海上保安部で防御鎮圧し得る程度の災害に対する体制、又は災害の発生するおそれのある場合の体制とする。
第2次防災体制	第1次防災体制に加えて隣接消防署、八代市消防団及び応援事業所の応援を必要とする災害に対する体制とする。
第3次防災体制	第2次防災体制によっては対処できず、防災関係機関の総合的な防災活動の実施を必要とする災害に対する体制とする。

防災本部、防災関係機関及び特定事業者は、本部長の指示にもとづき第2章第1節「防災体制の確立」による体制をとるものとする。

第2節 災害情報等収集伝達計画

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害情報及び気象情報等の収集伝達は、次のとおり実施するものとする。

1 情報の収集伝達系統

「表1 異常現象発生直後（現地本部設置前）における伝達系統」

「表2 現地本部設置後の伝達系統」のとおりである。

2 特定事業所及び防災関係機関の情報処理

（1）特定事業所

ア 災害発生の直後

特定事業所の統括管理者は、当該事業所において異常現象が発生した場合及び特別防災区域内で発生した異常現象について発見者から通報を受けた場合、直ちに所轄消防署へ通報するとともに、共同防災組織等へ連絡するものとする。

ただし、応急対策の実施にあたっては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたとき、あるいは津波警報等が発表された時は、直ちに安全な場所に避難することを原則とする。

通報内容は次のとおりとする。

（ア）災害の種別

（イ）災害発生の場所

（ウ）災害発生の時期

- (エ) 死傷者（行方不明者を含む）の有無
 - (オ) 災害の程度及び拡大状況
 - (カ) その他必要な事項
 - イ 応急対策実施中
 - 出動した消防機関、海上保安部及び防災関係機関の現地指揮者の指示に従い、必要な情報を報告するものとする。
 - ウ 応急対策完了後
 - 被害報告取扱要領（資料編のとおり）により、八代広域消防本部へ報告するものとする。
 - エ 災害が発生するおそれのある場合、関係情報を逐次消防本部へ報告するものとする。
 - (2) 八代広域消防本部
 - ア 災害発生直後
 - 災害発生事業所等から通知のあった情報を、的確かつ迅速に防災本部、県南広域本部、八代市、八代警察署及び熊本海上保安部に連絡するものとする。
 - イ 応急対策実施中
 - 応急対策実施中には、次の事項を中心に逐次、防災本部、県南広域本部、八代市、八代警察署及び熊本海上保安部に連絡するものとする。但し、現地本部設置後は、現地本部に連絡するものとする。
 - (ア) 災害の規模、拡大の恐れ
 - (イ) 死傷者（行方不明）の有無
 - (ウ) 応急対策の実施状況（避難措置等）
 - (エ) 応援要請の必要の有無
 - (オ) その他必要な事項
 - ウ 応急対策完了後
 - 事故調査及び特定事業者の事故報告書を審査のうえ、別紙様式により防災本部へ報告するものとする。
 - エ 災害の発生する恐れのある場合、関係情報を関係機関へ連絡するものとする。
 - (3) 防災本部（熊本県）、八代市
 - 八代広域消防本部から、災害情報等の連絡を受けた場合、防災本部又は八代市は必要に応じて防災関係機関へ連絡するものとする。また、防災本部または八代市は、消防庁の定める「火災・災害等即報要領」に基づき、国（消防庁）に対し、第一報を原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。現地本部設置後は現地本部が中心となり、情報の収集伝達活動にあたるものとする。
 - (4) その他の防災機関
 - 伝達された災害情報等を機関内部の伝達計画により処理するとともに、各機関の情報収集活動によって得た情報を防災本部（又は現地本部）に連絡する等、情報活動に積極的に協力するものとする。
- 3 通信手段の確保
- 防災関係機関は、災害情報等の迅速かつ的確な収集伝達を行うため、有線及び無線施設を利用するものとする。また、防災本部は、必要に応じてN T T西日本の非常電話を設置して、通信手段を確保するものとする。
- 4 気象情報等の伝達
- 防災関係機関は、気象業務法に基づき気象台が発表した気象情報を「表3」の伝達系統により迅速かつ的確に伝達するものとする。

表1 異常現象発生直後（現地本部設置前）における伝達系統

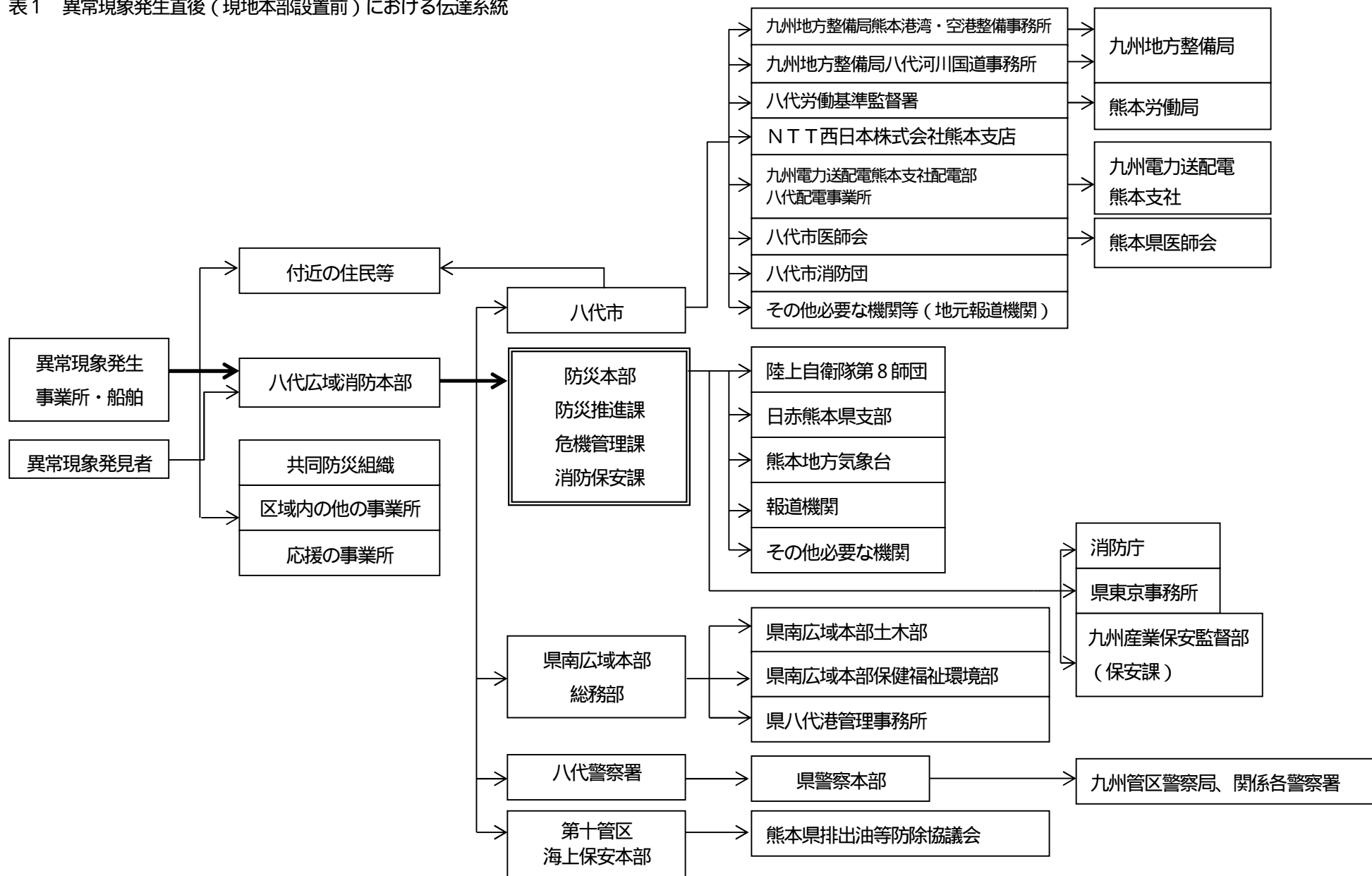


表 2 現地本部設置後の連絡系統

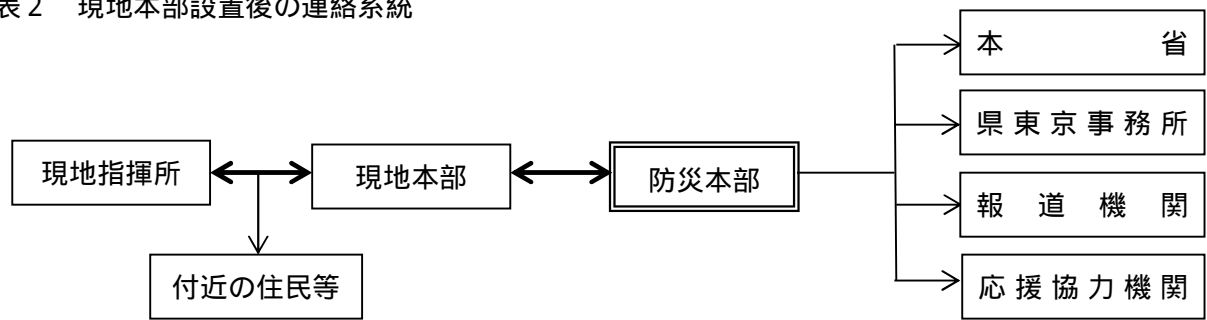
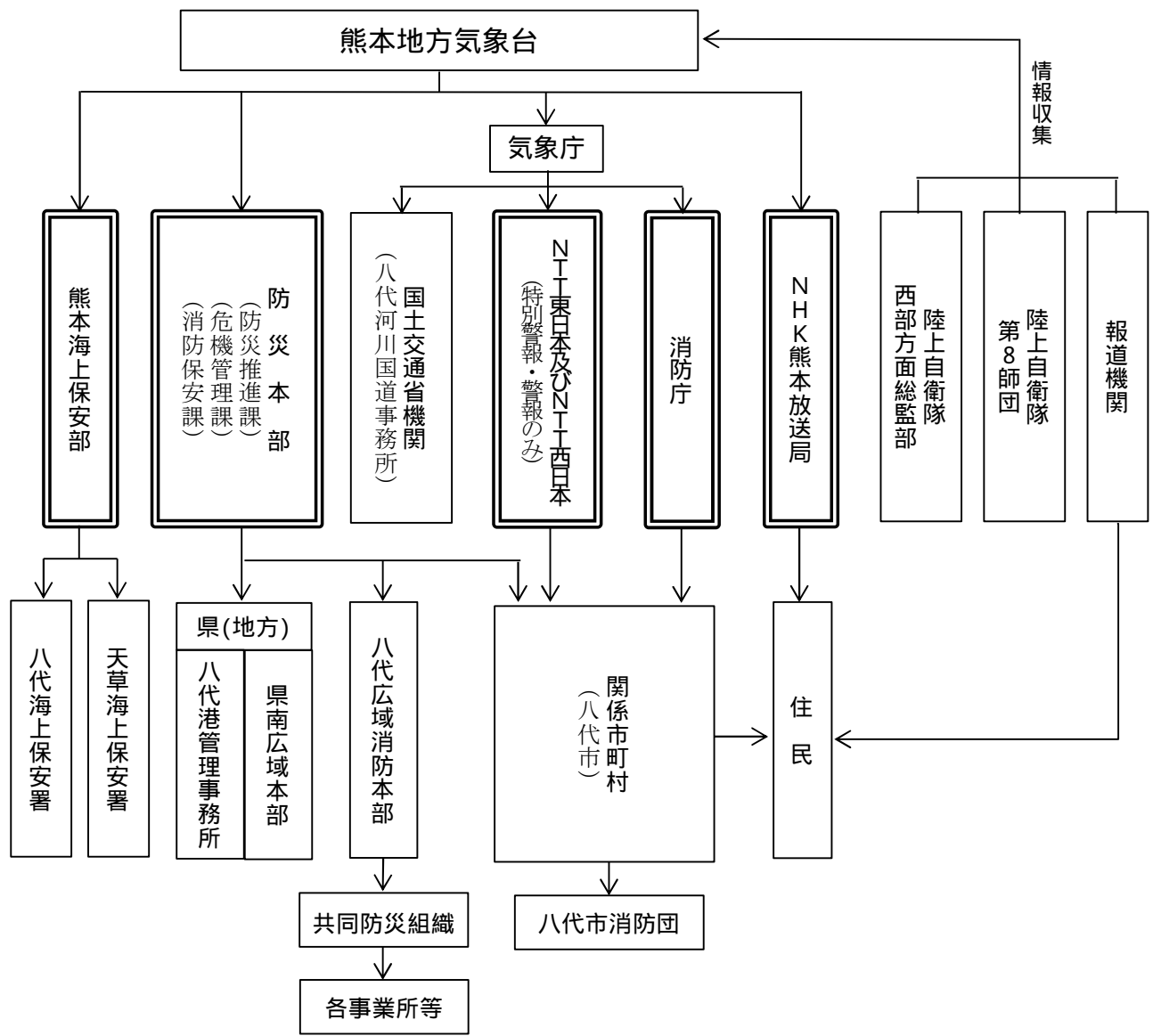


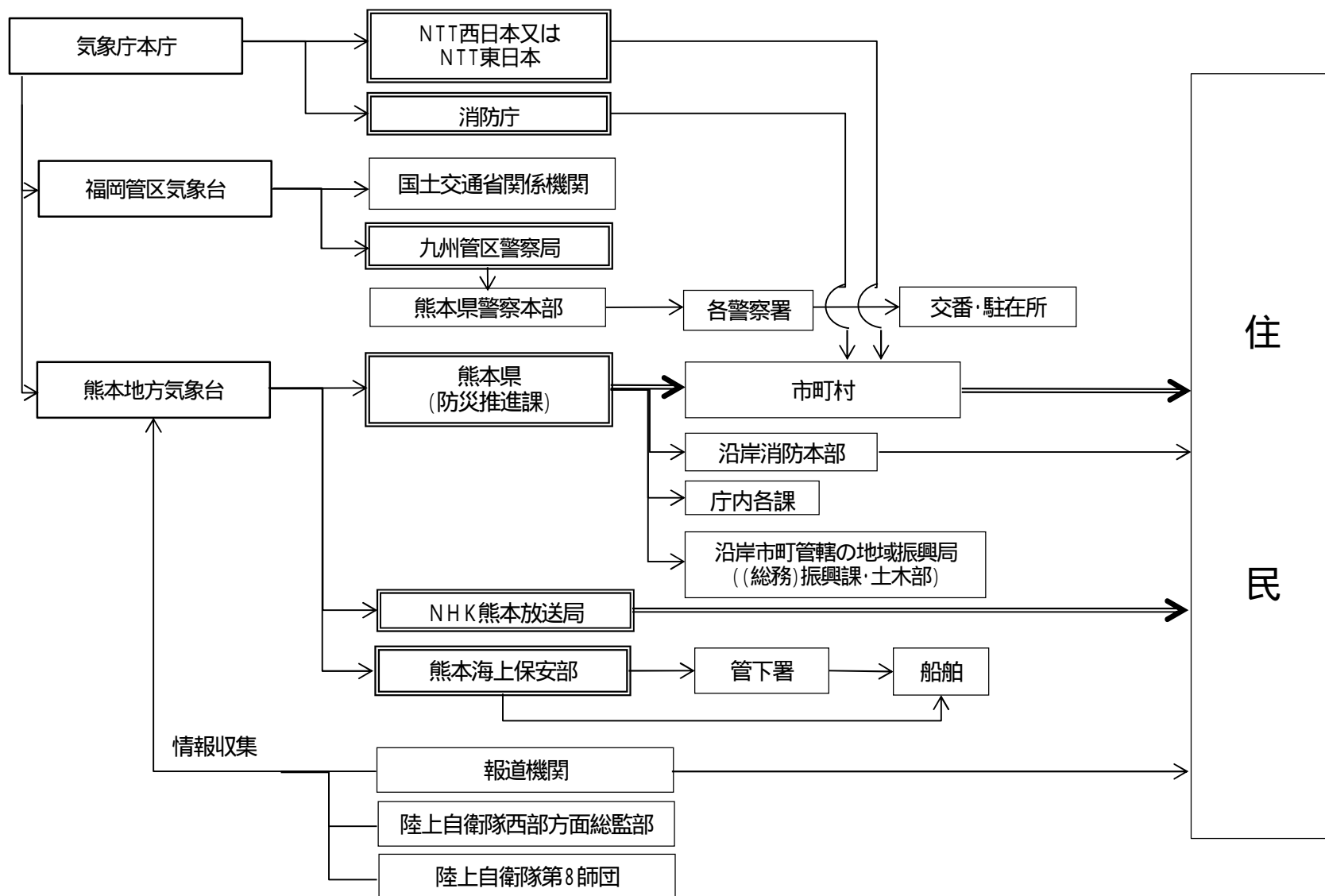
表 3 気象情報等の伝達系統

1 気象警報等



注 1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号の規定に基づく法定伝達先。
注 2) 特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、市町村は住民等への周知の措置がそれぞれ義務付けられている。

2 津波警報等

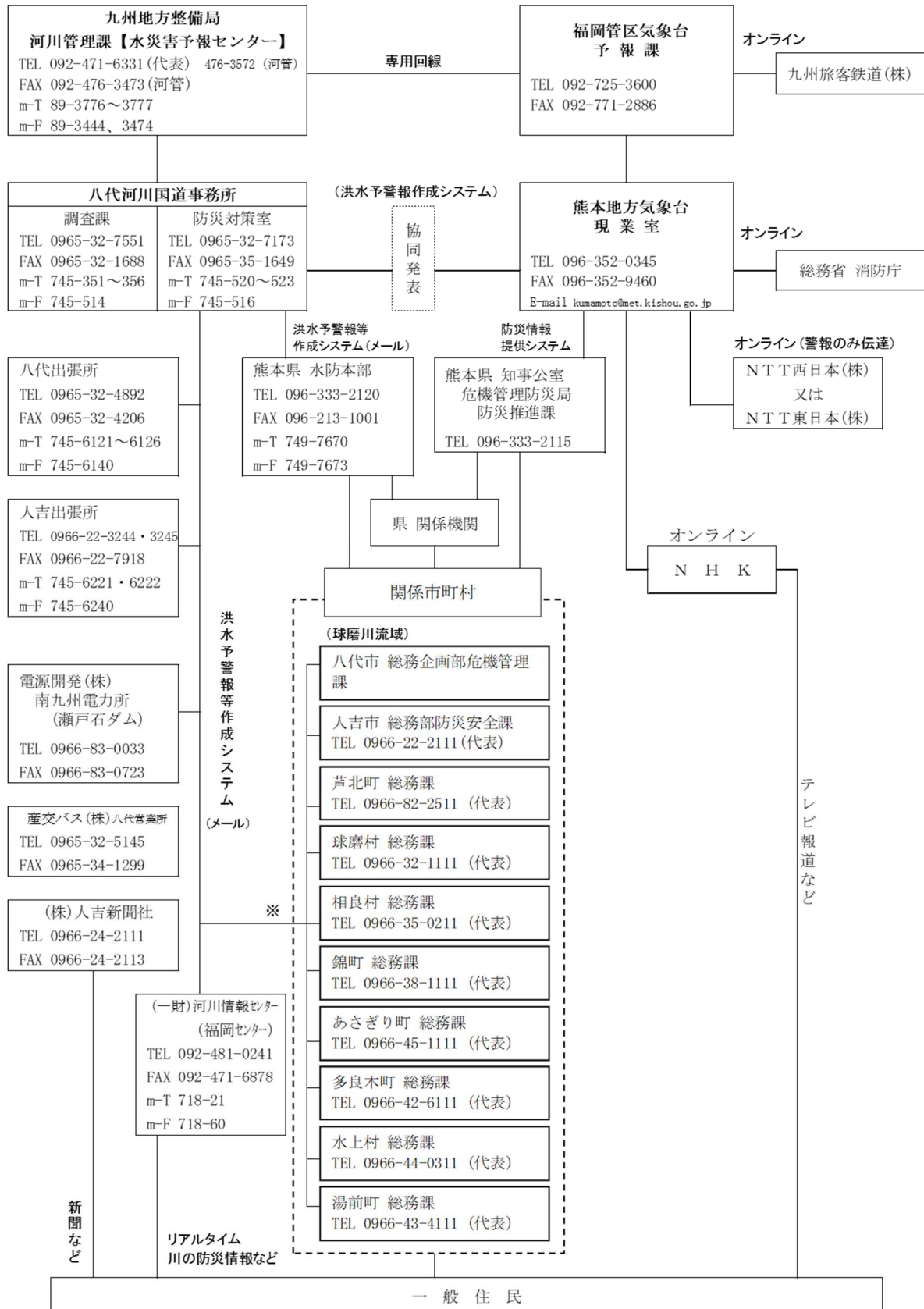


注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

3 球磨川洪水予報



※ 水防法 (平成27年5月20日改正) 第13条の4 (関係市町村長への通知) に基づく通知

第3節 陸上災害応急対策計画

1 災害防ぎょ活動

(1) 実施機関

特定事業者、共同防災組織、八代広域消防本部、その他の防災関係機関

(2) 特定事業者及び共同防災組織の措置

ア 異常現象発生を関係機関に通報するとともに、全作業の中止、火気のしゃ断等応急措置を実施する。

イ 自衛防災組織及び共同防災組織により応急対策活動を実施する。

ウ 所轄消防署の到着後は、その指揮の下に活動を実施する。

エ 所轄消防署の指示により、応援協定締結事業所に応援を要請する。

オ 係留中の船舶の火災に対しては、直ちに災害発生船舶乗組員とともに、上記ア～エに準じ、災害防ぎょ活動を実施する。

(3) 八代広域消防本部の措置

ア 特定事業所等の通報により直ちに出勤し、現場指揮本部を設置するとともに、事業所の自衛防災組織及び共同防災組織を指揮して、災害防ぎょ活動を実施する。

イ 消防長は、災害が大規模で地元消防機関及び事業所等では対処できない場合、他の市町村及び消防機関に対し熊本県下消防相互応援協定に基づき、応援を要請するとともに、本部長（又は現地本部長）に対し、必要な防災体制をとるよう進言する。

(4) その他の防災関係機関の措置

その他の防災関係機関は、他の機関と連携し、災害防ぎょ活動を実施する。

2 救助活動

(1) 実施機関

特定事業者、共同防災組織、八代広域消防本部、八代市、熊本県警察、熊本海上保安部その他の防災関係機関

(2) 特定事業者及び共同防災組織の措置

ア 自衛防災組織及び共同防災組織により、負傷者等を救出し仮救護所へ収容する。

イ 消防機関の到着後は、その指揮の下に救助活動を実施する。

ウ 応援協定締結事業所への応援要請は「1 災害防ぎょ活動」に準ずる。

(3) 八代広域消防本部の措置

ア 自衛防災組織及び共同防災組織を指揮して負傷者等を救出し、救護所及び医療機関へ搬送をする。

イ 関係機関への応援要請は「1 災害防ぎょ活動」に準ずる。

(4) 熊本県警察の措置

消防機関と相互に連携し、負傷者等の救出及び搬送を実施する。

(5) 熊本海上保安部の措置

ア 巡視船艇航空機により人命救助活動を実施する。

イ 関係防災機関の行う救助活動を指導する。

(6) その他の防災関係機関の措置

その他の防災関係機関は、他の機関と連携して救助活動を実施する。

3 救急医療活動

(1) 実施機関

八代市、八代市医師会、熊本県医師会、熊本県看護協会、日赤熊本県支部

(2) 八代市、八代市医師会の措置

ア 八代市は、八代市・郡医師会等地元医療機関と協議し、あらかじめ編成する救護班により救急医療活動を実施する。

イ 災害の規模及び状況に応じて、現地に救護班を派遣するとともに、救護所を設置して負傷者の応急手当及び識別を実施する。

ウ あらかじめ定めた医療機関（資料編のとおり）に連絡し、収容体制を整えとともに八代広域消防本部に収容先を連絡する。

エ 八代市及び八代市医師会等のみでは対処できない場合は、県知事に対して協力を要請する。

(3) 熊本県の措置

八代市の協力要請に基づき、災害拠点病院、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、熊本県医師会、熊本県看護協会、日赤熊本県支部等へ協力を要請する。

(4) 熊本県医師会の措置

県知事又は八代市医師会の協力要請に基づき、あらかじめ定めた計画により、日本医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ）を派遣し、救急医療活動を実施する。

(5) 熊本県看護協会の措置

県知事の依頼に基づき、看護支援活動が円滑に行われるよう、災害支援ナースの派遣調整を実施する。

(6) 日赤熊本県支部の措置

県知事の協力要請に基づき、又は独自の判断で出動し、八代市、熊本県医師会と協力して救急医療活動を実施する。

4 避難活動

(1) 実施機関

八代市、八代広域消防本部、八代市消防団、熊本県警察、熊本海上保安部、特定事業者

(2) 八代市、八代広域消防本部及び八代市消防団の措置

- ア 被害が住居地域に及ぶおそれがある場合等、避難の必要が生じたとき、八代市長は、避難の指示等を行う。
- イ 消防団員等は住民に対して、避難の広報を実施するとともに、あらかじめ定めた避難路を通り、避難所（資料編のとおり）へ誘導する。
- ウ 避難所では、避難者の収容及び確認をする。
- エ 避難者に対して、必要に応じ食糧及び飲料水等を供給する。

(3) 熊本県警察の措置

八代市及び八代広域消防本部と協議のうえ、避難の指示、誘導を行う。また、必要があるときは、警察官の判断で避難の指示を行い誘導する。

(4) 熊本海上保安部の措置

付近に係留中又は、碇泊中の船舶に被害が及ぶおそれがある場合は、避難の指示を行い安全な場所へ誘導する。

(5) 特定事業者の措置

特別防災区域内の特定事業者及びその他の事業者は、消防機関の指示又は、独自の判断で従業員等の避難を実施する。

5 警戒区域の設定活動

(1) 実施機関

八代市、八代広域消防本部、熊本県警察、熊本海上保安部

(2) 八代市及び八代広域消防本部の措置

八代市長及び消防長は、人命及び身体に対する危険を防止するとともに、応急対策活動の効率的実施を確保するため警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の立入りを制限し、若しくは禁止する。また、その区域内からの退去を命ずる。

(3) 熊本県警察の措置

- ア 八代市及び八代広域消防本部の吏員が現場におらず、かつ警戒区域の設定が必要なときは、警察官は警戒区域を設定する。
- イ 八代市及び八代広域消防本部から要請があったときは、これらに代って警戒区域を設定する。

(4) 熊本海上保安部の措置

海上において警戒区域を設定する必要があるときは、八代広域消防本部と連携し、警戒区域を設定する。

6 交通規制活動

(1) 実施機関

熊本県警察、熊本海上保安部、熊本県

(2) 熊本県警察の措置

救急車、消防車、その他の防災関係車輛の緊急通行路線の確保及び一般住民の安全を図るため、災害の状況に応じて次のような整理、規制措置をとる。(資料編 交通規制表)

ア 災害現場への防災関係車輛以外の進入禁止。

イ 国、県、市町道の各路線にわたる広域的な規制と交通秩序の維持。

(3) 熊本海上保安部の措置

災害が他の船舶へ及びおそれのあるとき及び応急対策用船舶の安全航行を確保する必要があるときは必要に応じ船舶航行の制限又は禁止の措置を講ずる。

(4) 熊本県の措置

県警察本部(県公安委員会) と相互連携して、規制区間を通行できる車両を指定する。明示を必要とする車輛については標証及び証明書を交付する。

7 広報活動について

(1) 実施機関

熊本県、八代市、八代広域消防本部、熊本県警察、熊本海上保安部、報道機関

(2) 熊本県の措置

ア 災害全般の状況について広報する。

イ 関係機関の広報を援助する。

(3) 八代市及び八代広域消防本部の措置

ア 付近の住民に対する避難の指示等、避難所の開設、警戒区域の設定等及び火気使用の規制を広報する。

イ 災害応急対策の実施状況、災害の見通しを広報する。

(4) 熊本県警察

ア 交通規制及び警戒区域の設定状況等を広報する。

イ い集防止及び防災活動の障害排除のための広報を行う。

(5) 熊本海上保安部

災害の発生及び災害が他に波及すると予想される場合は災害の状況並びに安全自衛措置について関係船舶に周知する。

災害現場周辺の船舶等に対し、避難を広報する。

(6) 報道機関

独自又は上記の機関の依頼を受けて災害状況、応急対策活動等を広報する。

8 資機材調達活動

(1) 実施機関

熊本県、防災関係機関

(2) 措 置

ア 防災関係機関は、現に保有する資機材では、災害応急対策に万全を期しがたい場合、その他の機関から調達する。この場合熊本県が要請又は調整を実施する。

イ 資機材等の輸送については、防災関係機関が他の機関の協力を得て実施する。なお、輸送車輛は緊急車輛扱いとする。

第4節 海上災害応急対策計画

1 災害防ぎょ活動

(1) 実施機関

災害発生船舶、特定事業者、共同防災組織、熊本海上保安部、その他の防災関係機関

(2) 災害発生船舶、特定事業者及び共同防災組織の措置

ア 災害の発生を熊本海上保安部及び八代広域消防本部に通報するとともに、全作業の中止、火気しゃ断等の応急措置を実施する。

イ 災害発生船舶、特定事業者及び共同防災組織の消防力を総動員して災害の防ぎょ鎮圧活動を実施する。

ウ 海上保安部到着後は、その指揮の下に活動を実施する。

エ 海上保安部の指示又は指導により、必要と認められるときは応援協定締結事業所及び熊本県排出油等防除協議会の構成機関に応援を要請する。

(3) 熊本海上保安部の措置

ア 石油等の流出

(ア) 事故発生船舶及び関係事業所等が実施する防除措置について指示又は指導する。

(イ) 付近航行船舶に対し、火気使用及び接近等の禁止又は制限をする。

(ウ) 巡視船艇航空機を出動させ、災害発生船舶乗組員等の救助及び流出油の状況調査等に当たる。

(エ) 関係機関出動船舶等を指導し流出油防除措置に当たる。

(オ) 災害発生船舶について残油の適正処理を指導する。

(カ) 必要に応じ適当な場所へのえい航等の措置を講ずる。

(キ) 熊本県排出油等防除協議会総合調整本部を設置し、流出油防除措置に当たる。

イ 海上火災等

(ア) 巡視船艇等により消火活動を行うとともに、付近船舶及び陸上への延焼防止の措置を講ずる。

(イ) 巡視船艇及び航空機により防ぎょ又は救助救護活動を実施する。

(ウ) 災害発生船舶及び関係事業所等の防災組織の実施する防ぎょ措置について指導する。

(エ) 必要に応じ災害発生船舶の安全海域への移動及び災害発生船舶、石油類財産等処分の措置を講ずる。

(オ) 状況に応じ残油の抜取り等の措置を講ずる。

(カ) 災害の規模態様に応じ巡視船艇及び航空機並びに他機関船艇等の増援について措置する。

ウ その他

災害が大規模で、熊本海上保安部及び特定事業所のみでは対処できない場合熊本海上保安部長は本部長又は現地本部長（八代市長の場合）に対し関係機関の応援を要請するとともに必要な防災体制をとるよう進言する。

エ その他の防災関係機関の措置

その他の防災関係機関は、他の機関と連携し、防ぎょ活動を実施する。

2 救助活動

(1) 実施機関

災害発生船舶、特定事業者、共同防災組織、熊本海上保安部、八代広域消防本部、その他の防災関係機関

(2) 災害発生船舶、特定事業者及び共同防災組織の措置

ア 特定事業所の自衛防災組織及び共同防災組織並びに乗組員によって負傷者等を救出し仮救護所へ収容する。

イ 熊本海上保安部及び八代広域消防本部到着後は、その指揮の下に救助活動を実施する。

ウ 応援協定締結事業所の応援要請は「1 災害防ぎょ活動」に準ずる。

(3) 熊本海上保安部及び八代広域消防本部の措置

ア 両機関は互いに連絡をとり、特定事業所の自衛防災組織及び共同防災組織並びに乗組員を指揮し、負傷者等を救出し、救護所及び医療機関へ搬送する。

イ 関係機関の応援要請は「1 災害防ぎょ活動」に準ずる。

(4) その他の防災関係機関の措置

その他の防災関係機関は、他の機関と連携して救助活動を実施する。

3 救急医療活動

「第3節 陸上災害応急対策計画」の「3 救急医療活動」に準ずる。

4 避難活動（船舶）

(1) 実施機関

熊本海上保安部

(2) 措置

災害が他の船舶に及ぶおそれのあるとき、又は応急対策活動の実施上支障を生ずるおそれのある場合は船舶の安全な海域への移動、避難の勧告又は指示命令を行う。

5 警戒区域の設定活動（海上）

（１）実施機関

熊本海上保安部

（２）措 置

災害応急対策活動の実施を確保するため危険区域を設定し、区域内からの船舶等の退去又は区域内への進入禁止の措置を講ずる。

（３）陸上における警戒区域の設定は「第３節 陸上災害対策計画」の「５ 警戒区域の設定活動」に準ずる。

6 交通規制活動、広報活動及び資機材調達活動

「第３節 陸上災害応急対策計画」の「６ 交通規制活動」、「７ 広報活動」及び「８ 資機材調達活動」に準ずる。

7 水産被害防止対策

海上災害、特に流出油事故については、水産被害を生ずる恐れがあり、この対策には、速やかなオイルフェンスの展張及び吸着マット等による回収作業を実施するなど万全の対策をとるものとする。また、油処理剤の使用については、あらかじめ関係漁業協同組合と協議し了解を得ておくものとする。

第５節 非常電話及び非常電力調整計画

災害時における非常電話及び非常電力の調整は次のとおりとする。

1 非常電話の調整（ＮＴＴ西日本熊本支店）

災害情報等の収集伝達等応急対策活動上非常電話を必要とする場合、ＮＴＴ西日本は、本部長又は現地本部長の依頼を受け、直ちに非常電話を設置するものとする。

なお、設置の場所、台数等についてはあらかじめ八代市及び熊本海上保安部並びに八代広域消防本部と十分協議しておくものとする。

2 非常電力の調整（九州電力送配電熊本支社配電部八代配電事業所）

災害応急対策活動上非常電力を必要とする場合、九州電力及び九州電力送配電は、本部長又は現地本部長の依頼を受け、直ちに非常電力を供給する体制を編成し、全力でその確保に取り組むものとする。

なお、設置の場所、非常電力量等についてはあらかじめ八代市及び熊本海上保安部並びに八代広域消防本部と十分協議しておくものとする。

第 6 節 応援要請計画

防災活動で応援要請を必要とする場合、次のとおり実施し、本部長が調整するものとする。

1 自衛隊に対する派遣要請

災害時における自衛隊派遣要請は、自衛隊法第 83 条の規定に基づき次のとおりとする。

(1) 災害派遣要請の基準

知事、第十管区海上保安本部長及び熊本空港事務所長は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、災害派遣を要請することができる。

この際、特に公共性、緊急性、非代替性について留意すること。

ア 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性がある。

イ 緊急性

さし迫った必要性がある。

ウ 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がない。

(2) 災害派遣の要請責任者

自衛隊への災害派遣要請は、自衛隊法第 83 条に基づき、次の災害派遣要請権者が行う。

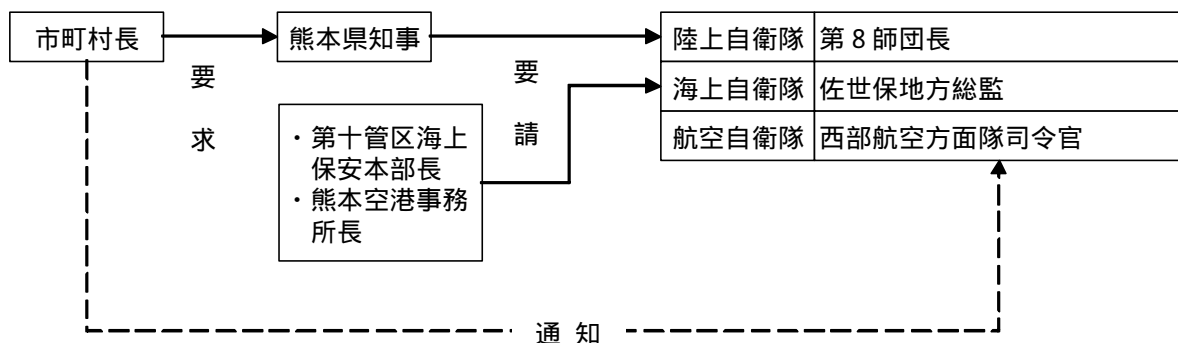
ア 知事

イ 第十管区海上保安本部長

ウ 熊本空港事務所長

(3) 災害派遣要請先

知事、第十管区海上保安本部長及び熊本空港事務所長は、入手した情報（知事にあつては、市町村からの要求を含む。）等に基づき自衛隊の災害派遣の必要性の有無を判断し、要求する場合は指定部隊等の長に対して行うものとする。



市町村長にあつては、災害対策基本法第 68 条の 2 に基づき

知事に派遣要求できない旨及び災害の状況の通知ができる。

2 他の市町村及び消防機関に対する応援要請

災害時における他の市町村及び消防機関に対する応援要請は、「熊本県下消防相互応援協定（H27.4.1 制定）」に基づき次のとおりとする。

（１）派遣の基準

災害の規模が大きく、地元消防機関の消防力のみでは対処できない場合。

（２）要請者

市町村長及び消防長

（３）応援活動内容等詳細については、資料編「市町村及び消防機関における相互応援協定」のとおりである。

3 災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）に対する応援要請

（１）派遣の基準

災害時において、傷病その他災やくを受けた者の救護のため、必要があると認められるとき。

（２）要請者

県知事は単独、又は市町村長の要請に基づき要請するものとする。

（３）（２）の要請を待たず、独自の判断で派遣する場合もある。

4 日赤熊本県支部に対する応援要請

災害時における救急医療活動実施のため、日赤熊本県支部に応援を要請する場合は、日本赤十字社熊本県支部災害派遣要領に基づき次のとおりとする。

（１）派遣の基準

ア 非常災害時において、傷病その他災やくを受けた者の救護のため、必要があると認められるとき。

イ 災害のため、医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失い、人命保護のため必要があると認められるとき。

（２）要請者

知事は単独、又は市町村長の要請に基づき要請するものとする。

（３）知事等の要請を待たず、独自の判断で派遣する場合もある。

（４）応援活動内容等詳細については、資料編「日本赤十字社熊本県支部災害派遣要領」のとおりである。

5 熊本県医師会及び熊本県看護協会に対する応援要請

災害時における救急医療活動の実施のため熊本県医師会及び熊本県看護協会の応援を要請する場

合は、次のとおりとする。

(1) 要請の基準

災害の規模が大きく救急医療活動が八代市等の救護班のみでは対処できず、八代市長が県知事に対し、熊本県医師会及び熊本県看護協会の応援を要請した場合。

(2) 要請者

県知事が、熊本県医師会長及び熊本県看護協会長に対して応援を要請する。

(3) 活動内容

「第3節 陸上災害応急対策計画」の「3 救急医療活動」による。

6 応援協定締結事業者に対する応援要請

応援協定締結事業者に対する応援要請は、災害発生事業者が消防機関及び海上保安部の指示により、「油槽所等に関する相互援助協定」及び「海水油濁処理協力機構八代支部運営要領」に基づき要請するものとする。

(1) 要請の基準

協定締結事業所において、火災及び流出油等の事故が発生した場合。

(2) 要請者

協定締結事業者

(3) 応援活動内容等詳細については、資料編「油槽所等に関する相互援助協定書」及び「海水油濁処理協力機構八代支部運営要領」のとおりである。

7 消防庁に対する応援要請

本部長は、災害応急対策の実施のため、消防庁長官に対して、専門的知識を有する職員の派遣を要請することができる。

8 その他必要な機関等に対する応援要請

その他必要な機関等に対する応援要請は本部長が要請するものとする。

第 5 章 公共施設災害復旧計画

災害により被害を受けた道路、橋梁等公共土木施設、海岸保全施設及び電力、電話施設等の公共施設の復旧については、各施設の管理者が実施するものとする。

なお、復旧にあたっては、早期復旧及び再度災害を防ぐための改良等を実施するものとする。